

令和2年3月16日（月） 場所 委員会室

○出席委員

委員長	遠藤 直弘	委員	小口 俊明
副委員長	住友 珠美	〃	藤江 竜三
委員	石井 伸之	〃	稗田美菜子
〃	古濱 薫		

○委員外議員

議員	上村 和子	議員	小川 宏美
----	-------	----	-------

○出席説明員

市長	永見 理夫	生活環境部長	橋本 祐幸
副市長	竹内 光博	(兼) 防災安全担当部長	
教育長	是松 昭一		
政策経営部長	藤崎 秀明	都市整備部長	門倉 俊明
市長室長	吉田 徳史	都市整備部参事	江村 英利
政策経営課長	黒澤 重徳	会計管理者	矢吹 正二
行政管理部長	雨宮 和人	教育次長	宮崎 宏一
総務課長	津田 智宏	教育総務課長	高橋 昇
職員課長	平 康浩	教育施設担当課長	古川 拓朗
		(兼) 政策経営部資産活用担当課長	
健康福祉部長	大川 潤一	教育指導支援課長	三浦 利信
		指導担当課長	荒西 岳広
子ども家庭部長	松葉 篤	生涯学習課長	伊形研一郎
		市立学校給食センター所長	土方 勇

○議会事務局職員

議会事務局長	内藤 哲也
議会事務局次長	波多野敏一

○会議に付した事件等

1. 議 題

(1) 令和元年 学校給食センター建て替えについて新たな検討内容に関する陳情
陳情第34号（継続審査分）

2. 報告事項

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する市の取組状況について

審 査 結 果 一 覧 表

番 号	件 名	審 査 結 果
令和元年 陳情第34号	学校給食センター建て替えについて新たな検討内容に関する陳情（継続審査分）	2 . 3 . 1 6 不 採 択

午前10時開議

○【遠藤直弘委員長】 おはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教委員会を開きます。

議題に入る前に、本日の委員会につきましては、これまでの会派会議等の協議を受け、議会として新型コロナウイルスの感染拡大の防止等を図るため、出席説明員には必要に応じて別室での待機を求め、委員会室への入退室については、休憩時間以外にも行うことを認めております。また、審査につきましては、通常よりも短い時間で休憩をとります。室内の換気を行うなど、リスク低減の対応を行うことも確認されております。以上について御了承を願います。

委員の皆様におかれましては、質疑の通告を行うなどの配慮を既に行っていただいておりますが、端的な質疑を行っていただき、出席説明員の皆様におかれましては、簡潔明瞭な答弁に努めていただくことも会派会議等にて確認しておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、議題に入ります。



議題(1) 令和元年陳情第34号 学校給食センター建て替えについて新たな検討内容に関する陳情
(継続審査分)

○【遠藤直弘委員長】 令和元年陳情第34号、学校給食センター建て替えについて新たな検討内容に関する陳情(継続審査分)を議題といたします。

ここで、令和元年陳情第34号について署名が追加されておりますので、局長から御報告をいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、御報告申し上げます。令和元年陳情第34号につきまして、その後、賛成署名が276名追加され、外847名となりました。以上、御報告申し上げます。

○【遠藤直弘委員長】 署名の追加については、以上のとおりでございます。

それでは、当局に対して質疑を承ります。住友委員。

○【住友珠美委員】 おはようございます。きょうはよろしくお願いします。

では、端的に何点か質疑させていただきたいと思います。

まず、民間企業の社員さんについて伺いたいと思います。例えば年に何回も民間の調理員がかわってしまう、そういったことも起こり得ると思うんですけれども、そうしますと安定した給食を提供することができなくなるおそれがあります。直接調理を行う重要なところですから、市も教育委員会も民間調理員についてどの程度情報が把握できるのか、この点について伺いたいと思います。

○【古川教育施設担当課長】 民間調理員がやめていってしまう等の情報を市のほうでも持っていいのかという御質問かと思いますが、日々調理ですとか委託業務を進めていく中で、民間事業者ともやりとりをしていきます。そういった中で、民間企業で働いている方の状況も把握していけるかと考えております。以上です。

○【住友珠美委員】 では、その点に対しては、連携がとれていくと考えてよろしいということですよ。

○【古川教育施設担当課長】 連携していく、これが今後、給食センターを運営していくのに重要なことだと思っておりますので、そのような形で進めていきたいと思っております。

○【住友珠美委員】 わかりました。

では、次の質疑にいききたいと思います。この間、総務文教委員会では、遠藤委員長のもとで、全て

の委員で府中市さん、そして立川市さんの給食センターを視察させていただき、大変勉強になりました。本当にありがとうございます。

府中市さんは直営の一部委託、そして立川市さんはPFI手法を用いたSPCを完全民営で行っておいりましたけれども、調理内容から考えますと、どちらもアレルギー対応を行っていました。そして、手づくりの、例えばコロッケ、カレールーからの手づくり、こうしたものなども取り入れておいりました。率直に申しまして、私としては直営PFI、これは新しい機能になった中では、調理の工程において、特に違いということを感じてこなかったわけですが、市はこれまでの説明では、新施設になると職員が対応できないということでした。国立市が目指そうとしている他の自治体を見まして、国立市が目指そうとしている給食センター、いわゆるビジョンについてはどのように考えているのか、いま一度教えていただけますか。

○【古川教育施設担当課長】 まず、給食を提供していくのに当たりまして、子供たちに安全でおいしい給食を食べてもらう、これは大事な、まず目指さなければいけない部分だと思います。その上で、アレルギー食につきましても、先日の御答弁でも差し上げておりますように、民間事業者が既に行っている、こういったノウハウを導入することでスムーズにアレルギー食の提供ができていく。そういったことを考えております。

○【住友珠美委員】 ビジョンというので、もう少しアレルギー食とか、細かいこともそうなんですけれども、特に私は直営と民間企業との違いというか、ここがというのがちょっと感じられなかったんですけれども、課長などはどうなのでしょう。

○【古川教育施設担当課長】 民間企業が府中市ですとか、立川市で調理をしている部分について、当然国立市でこういう給食をつくっていききたいというものを民間企業においても実践して、実行していくことができる。そういうふうに考えております。以上です。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。

では、次の質疑にいききたいと思います。12月議会において、陳情者さんから趣旨説明がございましたけれども、陳情者の矢田さんがこのようにおっしゃっておりました。給食は誰のものか。それは国立に住み、公立校に通う全ての子供たちのものである。それは今、学校に通う子供たちのみならず、これから小学校に行く幼稚園・保育園の子供たち、未就学児、もっと言えば、まだ生まれてない未来の子供たちのものであるはずだと。

私もそうだなと思いながら聞いておりましたけれども、現在、国立市はPFIで行うことによるメリット、これに対しては予算削減で、先ほど安全にアレルギー食もしていく。経済効果もそうなんですけれども、安全にということも挙げていらっしゃいました。

では、逆に、PFIでやることによる子供にとってのメリット、これは何があると考えていらっしゃいますか。

○【古川教育施設担当課長】 先ほどの御説明と重なってしまいますけれども、市の考えている給食、こういうふうにやりたいというものをきちんと実行していくことができる。こういうところはメリットの1つだと考えております。以上です。

○【住友珠美委員】 滞りなく実行していくことという受けとめでよろしかったでしょうか。

○【古川教育施設担当課長】 滞りなくということもそうですし、今後、例えば手づくり給食をやりたいということを市が考えたときに、それもきちんと行っていくことができる。こういった2点あるかと思います。以上です。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。

では、最後の質疑になるんですけども、例えば民間に委託した場合、議会がそのチェック機能行使することは可能なんでしょうか。そもそもここはどうなんでしょう。

○【古川教育施設担当課長】 民間企業に調理をしていただくことに関しても、市のほうできちんとチェックをして、モニタリングをしてまいります。

○【宮崎教育次長】 給食センターの運営事業自体が、市の事業でございます。予算、決算さまざまです。そういった中で、市は委託契約等を結ぶ中で展開していくものでございますので、必要に応じて議会の場で議員から御質疑いただいたり、チェックしていただくことは可能かと考えてございます。

○【古濱薫委員】 よろしくお祈いします。スケジュールについて質疑いたします。

整備事業方針案の19ページに事業者選定プロセスというところがあるんですけども、現在、2020年で既に選定のプロセスで、これからやろうとすると半年ほどおくれることになると思うんですが、このスケジュールで2023年9月の運営開始は間に合うのでしょうか。また、もしどこかのプロセスを短縮させるとか、お考えでしたら教えてください。

○【古川教育施設担当課長】 確かに事業者選定プロセス、今後始めていくということになりますので、その時間が短くなっているところは事実でございます。ただし、予定どおりというか、目標どおり令和5年の2学期を目指してできるように今後検討していきたいと考えております。以上です。

○【古濱薫委員】 それはどこか短縮させるということでしょうか。

○【古川教育施設担当課長】 どこかで短縮させなければいけない期間が生じてくとは思いますが、それが今の時点でどこになるか、例えば事業者の建設の部分を少し短くしてくださいということも、検討の中身としてできるかと思えます。それも含めて検討してまいります。以上です。

○【古濱薫委員】 事業者の選定においては、そこを短縮させたり粗くなるようなおそれはありますか。

○【古川教育施設担当課長】 給食センター運営審議会とか、そういうところも含めてですけども、必要なことはきちんとやっていけるように考えていきたいと思えます。以上です。

○【古濱薫委員】 ありがとうございます。

次に、予算について質疑いたします。要求水準書というものをつくって、事業者に働く内容をお願いするということがでしたが、それを最初にこの値段だよと決めて、それから新たに給食事業でこんなことをしたいとか、例えば学童保育所への給食提供を行いたいとか、食育のために給食のイベントとか、お祭りのようなことをしたい。そういったときに事業者さんに、例えば土日に出てきてもらうとか、学童のほうも食数がふえたりするわけですから、そういった提案をしたときに、最初の予算の中での、膨らむことなく、そういった市が考える事業を行うことはできるんでしょうか。それとも事業者へ新たな費用を払うことになり、予算が実際はかさむということが起こるんでしょうか。

○【古川教育施設担当課長】 別契約になってしまう部分については、その内容によりけりだと考えております。今、御質疑にございました、例えば土日の学校給食展のようなものは、当初のPFIの事業の中で、事業者の提案に基づいて実施できる部分もあるかと思えます。そういった部分は当初のPFIの中にくるまれることになりますけれども、例えば別途設備を用意しなきゃいけないものとか、こういったものについては別の契約を行って、それで実施していくことになるかと考えます。以上です。

○【古濱薫委員】 ということは、これからやりたい事業によっては、最初の提示した予算よりかか

ることになることもあり得るということによろしいでしょうか。

○【古川教育施設担当課長】 学校給食にまつわる部分、それから事業者の提案による部分、当初の入札であらわされているものについては、その範囲の中できちんとできると考えております。

○【古濱薫委員】 わかりました。

次に、事業者選定について質疑いたします。公共施設の建設の場合、聞いたところ、一般的に入札業者というのは6社とか10社以内ぐらい参入されるそうですが、現在の計画でこういった給食の事業の内容でプロポーザルを行った場合、業者が競争原理がきちんと働く程度に入札に応じる見通しはあるのでしょうか。

○【古川教育施設担当課長】 今後、要求水準書ですとか、入札の中身をこちらから示すところで、多くの事業者に参加いただけるように考えていきたいと思っておりますけれども、今、事業者とお話をしていく中で、幾つかの会社が国立市の給食センターの事業について興味を持っていただいていると感じておりますので、そのような形で多くの事業者に参加いただけるものと考えております。以上です。

○【古濱薫委員】 ということは、ではやってみた結果、2社でしたとか、そういうことはないと考えていいのでしょうか。

○【古川教育施設担当課長】 複数の事業者に御参加をいただけるように、今後、募集をしていきたいと考えております。以上です。

○【藤江竜三委員】 それでは、1点とりあえず質疑させていただきます。

まず伺いたいんですけれども、この間、時間があつたわけです。何か進展があつたり、調査結果が出たりといったことがあつたかを確認したいと思います。

○【古川教育施設担当課長】 2月からこれまでの間、先ほどもお話のございました、PFIで運営しております立川市に視察同行させていただきました。それから、予定している用地で地盤調査を行っております、これが完了しております。以上です。

○【藤江竜三委員】 地盤調査が完了したということですが、その結果についてはどのような結果だったのかを教えてください。

○【古川教育施設担当課長】 ボーリング調査が主になりますけれども、支持層などの値というのは適切な数値が出ておりまして、給食センターを建設するに当たって問題がないと報告を受けております。以上です。

○【稗田美菜子委員】 それでは、何点か質疑させていただきます。

継続審査ですので、多くの委員がきちんと議論してきた中なので、なるべく重ならないように質疑をさせていただきたいと思いますが、これまでの中で、PFI方式をとった場合に現場の声がなかなか反映しにくいのではないかということについて、12月の総務文教委員会の中ではそういうことはないと明確に御答弁をいただきました。

そして、偽装請負にもならないと、きちんとしたルールの中で対応ができるということで明確な御答弁をいただきましたが、それは当然、調理の現場では大事だと思いますが、もちろん建設の段階でも現場の意見というのは必要だと思います。そのために恐らくSPCをつくり、調理を中心とした形をつくっていききたいという方向で、今まで検討を重ねてきたのかなと理解をしているところです。

とはいうものの、現在、国立市が持っている技術をその中に反映していくためには、現在いる栄養士さんなどがこれから先の給食センターにおいてきちんと仕事ができるためにどういった給食セン

ター、食品工場というんですか、をつくるのに設計のプロセスにもしっかりとかわっていかねばいけないと思います。そういった面で、今現場で働いている方々が新しい給食センターの設計の部分も含めて、どんなふうにかかわっているのか、かわっていないのか伺いたします。

○【古川教育施設担当課長】 実際にどういう給食センターにしていきたいか、先ほどもお話しさせていただきましたが、手づくり給食をしていきたいとか、そういった今働いている現場の職員の希望ですとか、こういう形の給食センターが望ましいんだというものがあるかと思います。それについては要求水準書などを作成していく段階で、実際に現場の調理員ですとか栄養士にも一緒に携わっていただいて、中身を確認し、一緒に作成をしておりますので、そういった形でその中で反映していきたいと考えております。以上です。

○【稗田美菜子委員】 わかりました。吸い上げていく形は、今しっかりとつくっているということで理解をいたしました。

これまでの議論の中でも、国立方式と言われる献立作成委員会とか物資選定委員会とか、あるいは給食センター運営審議会など、国立市が今まで培ってきた役割をしっかりとこれからも継続していくという答弁を何度もいただいておりますが、なぜそれが必要なかというところにちょっと焦点を当てたいと思うんです。そういう形をつくってきたのは、もちろん行政側もつくってきたのでありますが、そこに参画してきたのはまさに地域の人であったり、市民の人であったり、PTAであったり、自分の子供をしっかりと育てていきたいとか、地域の子供をしっかりと育ててもらいたいという気持ちのもとに、それがやはり国立方式ということだと思うんです。

物資選定とか運審とか、あるいは献立作成という委員会があるということが国立スタイルではなくて、地域の方たちからどうやったら私たちはかわれるのか、かわっていただけるのかという提案を受けて、行政がそれをしっかりと受けとめるという形が、国立方式だと私は思いました。

その中で、当時の給食センターの建設時もそうですが、比べて、ライフスタイルが大分変わってきたと思います。専業主婦の方が献立作成委員会に入って、いろいろと議論できたりした時代とは違って、共働きの家庭がふえ、お母さんやお父さんもそういう会議に行くのにも、時間の都合が難しかったりということが起きていると思います。そういった中で、形だけを残して進めていくというのでは全く意味がないと思うんです。

なので、きちんとした形で市民の意見とかPTAの話とか、そういう方たちがきちんと議論できる場がしっかりと給食に反映されることを、市は担保していかなければいけないと思います。そういった形は、今後ライフスタイルが変わっていく中で担い手が変わっていくので、市がどういうふうに担保するのかというのは難しい問題かもしれませんが、見通しを立ててしっかりと取り組んでいかなければいけないと思いますので、どういうふうにお考えなのか、伺いたします。

○【土方市立学校給食センター所長】 それでは、まず現在の運営審議会、献立作成委員会、物資選定委員会における保護者について、簡潔に御説明いたします。

運営審議会の委員につきましては、規則により、各学校保護者代表1名を委嘱しておりまして、年間通常6回の開催となっております。また、献立作成委員会、物資選定委員会の委員につきましては、こちらは規程により、各学校保護者1名が構成員となっていており、7月を除く年11回の開催となっております。

運営審議会につきましては、年6回の開催ではございますが、個人に委嘱している都合上、代理出席は認められておらず、出席されない場合は欠席扱いとなります。この点では、多少の御負担をいた

だいているところでございます。

献立作成委員会、物資選定委員会につきましては、年11回の開催ではございますが、各学校には複数人の給食委員の方がいらっしゃるかと承知しております。各学校の給食委員が柔軟に運用され、委員会の出席につきましては、輪番制を利用するなど、特定個人の過度な負担にならないよう工夫されているところでございます。

今後におきましても、さまざまな運営審議会や委員会において、児童生徒の生の声を代弁する保護者の声を聞くことが大変重要だと考えております。会議における議事以外にも、どのようによりよい議論を行うかといったことなどについては、保護者の声をよく聞きながらやっていきたいというふうに、さらなる前進をいただけるように考えていきたいと思っております。以上です。

○【稗田美菜子委員】 そのとおりだと思うんですが、もう一步そこに対してどういう働きかけを市がするのかという姿勢が、私は大切なんだと思うんです。できるかできないかということを私は聞いているのではなくて、どういう姿勢で取り組むのかと。保護者の方の意見を聞いて、どうしたら出やすいですかというのは当然だと思います。そうじゃなくて、市民の意見とか、保護者とか、子供たちの意見をどういう姿勢で聞こうとしているのかを私は知りたいんですけれども、お伺いいたします。

○【是松教育長】 確かに学校給食が始まったところからすると、ライフスタイルがかなり変わってきています。昔は本当にお母さん方がお弁当をつくるように、給食に対しての求めがあったんですけれども、今は自分たちでつくらないかわりに、でもいいものつくってほしいという要望があるということで、かなり保護者の給食に対する意識というか、見方も変わってきています。それは確かだと思います。

しかし、それであるがゆえに、保護者の意見をしっかり聞き取って、反映していかなくちゃいけないということが1点ございますが、これは今、所長が申し上げたとおり、運営審議会や物資選定委員会、献立作成委員会でしっかりそれを聞き取っていくというのがあります。

ただ、委員が心配されているのは、果たしてそういう保護者の事情だけでの給食でいいのかという御心配だと思いますので、それはおっしゃるとおりだと思います。これをしっかり、保護者だけでなく、幅広い方々の意見を吸い上げていくためには、これから新給食センターを見ていただく機会とか試食のスペース、そういうものもふやしていきますので、そういうものを行っているということを強くPRして、多くの方々に学校給食が今どうなっているかというのを、市民の方々にも実際に食べていただき、見ていただき、また給食がどうつくられているかということを理解していただき、それにさまざまな御意見をいただいていくことができると思っています。今それがセンターの施設ではできませんが、それはしっかり新しい施設でやっていきたいと思っております。

○【稗田美菜子委員】 現場の声もしっかり取り入れてくと同時に、保護者の方も地域の方も、そのほかにかかわる方たちの意見をしっかりと聞き入れていくための仕組みを、新しいセンターでは取り入れていくということで理解はいたしました。

さらにもう少し深めていきたいんですけれども、保護者の立場からすると、おうちの中で食事を預かっている、私も主婦の端くれですが、預かっている身としてはいいものをしっかりと体におさめてほしいという思いが強いんですよね。その形を想像しながら、給食センターをお話ししていると思います。その一方で、実は給食センターというのは何千食もつくる食品工場ですので、家庭でつくるのと同じではないという側面もあると思います。ただ、そういう気持ちで市がきちんと対応してほしいということは、大いにくみ取っていただきたいと思うんです。

その中で、温かい給食を子供たちにしっかりと配食するというところで、今の給食センターを建てかえるといったところで、一刻も早く建てかえることが必要だと思います。仮にの話にはなりますが、給食を何年かためて、温かい給食を各小学校、中学校に配るとなったときに、新しい給食センターの用地ではなくて、今ある給食センターの用地がちょうど市の真ん中にあるということを考えれば、給食を一度とめて——そこに建設をするということも考えられたのではないかと思います。

ただ、そこにはいろんな課題があると思いますが、そこについてはどういうふうに考えてきたのか、検討を重ねてきたのか、お伺いいたします。

○【古川教育施設担当課長】 まず、新しい給食センターの位置について少しお話をさせていただきたいと思うんですけども、新しい給食センターの場所であっても、きちんと各校に給食を問題なく配送していけるということは確認をさせていただいております。

その上で、今の給食センターの位置でという御質疑ですけども、今の給食センターの位置に建てるとすると、建築基準法上の用途地域が異なっている。こういうところが建てる際の課題として挙げられます。仮に建てるに当たっては、東京都の建築審査会に許可を得なければいけないということになっておりまして、その中で許可を得るにはかなりの難しさがある。その上で仮に許可をとって建てられたとしても、用地が狭いというところから、求められる衛生管理基準を達成できるかどうか、まず不明である。それから、仮にできたとしても、階数が複層階になっていて、建設費の高騰を生んでしまうこと。それから、複層階になることで、動線等が絡み合って使いづらい施設になっていってしまう。仮に建てられたとしても、そういった課題が生じてくると考えております。

ですので、今の位置で建てるということは非常に難しさがある。ですので、新しい位置で建てていく。これが必要なことだと考えております。以上です。

○【宮崎教育次長】 現給食センターの用地で仮にやっていけるという状況を考えたときに、とめることが果たして私どもは望ましいかどうかという考えはしました。基本的にはとめることをしない。そのようにやっていくべきだと考えております。国立市は50年間良好に給食センターを運営して、子供たちみんなで同じ給食を一緒に食べるんだということで提供してきました。もちろん一部の意見では、保護者がつくるお弁当が一番いいんだという方もいらっしゃいますけれども、給食はとめないでやっていくべきだろうと。

いざ、とめてでもやっていきたいと思いますとなったときに、恐らく2年程度とまってしまうでしょう。そのときに全て保護者の方にお弁当をお願いしますということは、現実的にどうなのかなと。一方で、その間、例えばランチボックスのような形で、2年間に限って希望者にランチボックス等を提供できるような体制が整えられるかという、そういった限られた中での事業を請け負ってくれる事業者、これは見つけるのが非常に困難なのかなと。過去に狛江市でランチボックス形式のものは事業者が手を引いてしまって、その後、非常に苦勞したという状況も見ておりますので、1年、2年とめることなしに、順調に速やかに移行していくことが大事であろうと考えて現行計画ができてきたところでございます。

○【稗田美菜子委員】 わかりました。とめることをしないといったところには、いろんな深い意味があったということも理解しました。

これも仮の話ですけども、今、古川課長の御答弁の中にありましたけれども、東京都の建築確認をとった場合にどれぐらいの期間、万が一ですよ、用途変更したときに、早期実現ということが私はとても大事だと思いますが、どれぐらいの期間かかるのか。あるいはそれは難しいということであり

ましたけれども、現実的にはやはり難しいと判断したのか、もう一度お伺いいたします。

○【古川教育施設担当課長】 ごめんなさい。期間については、用途変更した場合の期間ということによろしいでしょうか。

○【稗田美菜子委員】 用途変更するまでの。

○【古川教育施設担当課長】 変更するまでの期間。

○【稗田美菜子委員】 変更してもいいですけど。

○【江村都市整備部参事】 用途地域の変更ということになりますと、現在、都市計画マスタープランにおきましては、富士見台地域につきましては谷保駅、矢川駅の前を除きまして、緑あふれた潤いのある住宅地の形成という位置づけをしております。具体的には、給食センターの周りは第二種住居地域、またその周辺は第一種中高層住居地域という住居系の用途に富士見台は指定しておりますので、給食センターということになりますと、準工業地域という指定が必要になりますので、現実問題は用途の変更は難しいと考えます。

ただし、一般論で用途の変更というふうに考えますと、都市計画マスタープランにその位置づけを示した上で地区計画とセットで、また地域の説明会ですとか、都市計画法に基づく手続を経る必要がございますので、これも相当数の時間がかかると考えております。

○【稗田美菜子委員】 わかりました。今あるところに建てようと思っても、それは非常に難しいと。都市マスの計画からすると、自己矛盾をしてしまうことがある。自分たちで決めた住居地域にもかかわらず準工業のものを建てると、用途地域の変更をしなきゃいけない。せっかく決めたのにさらにひっくり返さなきゃいけないという状況が生まれる。万が一それをやったとしても、とても時間がかかるということに理解をいたしました。

そうすると、今ある新給食センター用地のところに建てざるを得ないのかなと私自身も考えるんですが、前回の委員会やその前の委員会の議事録を見ますと、あそこについては30センチから3メートルの浸水地域になっております。そこについてはどういったことを対応策として考えておられるのか、災害対応についてはどういうふうに考えているか、お伺いいたします。

○【古川教育施設担当課長】 浸水の対策についてですけれども、まず今の土地自体が道路面から下がっておりますので、少なくとも車がつけられやすいように、1メートルから1.5メートルぐらいになるかちょっとわかりませんが、そういった形でまずG Lといいますか、地面の高さを合わせるために盛り土的なものをしていただければいけないと考えています。その上で重要な設備、例えばボイラーですとかキュービクル、こういったものを水のかぶらないような位置に配置していく。こういったことを事業者を募集する中で求めていると考えております。以上です。

○【稗田美菜子委員】 わかりました。電気系統とか、一発でだめになってしまうものについてはきちんと対策を事前にとると。そういうのを事業者選定の段階できちんと対応していくということで理解いたしました。

最後にお伺いしたいんですけど、給食センターを建てていくということについては、今、確かに議論しているところですが、その中で当初の給食センターの建設の方針を考えたときに、自校方式なども市は考えられたと思います。現段階では給食センターの方向でいきたいと思いますということで理解をいたしておりますが、これから先、人口が減っていったりとか、新しくつくる給食センターもいずれ老朽化を迎えてくると思います。

50年先、60年先の国立市を考えたときに、今ちょうど各小学校で、二小は今、建てかえの準備が始

まっていると思います。小学校というのは地域の中で核となって、小学校区域でいろんなものがコンパクトにまとまっていると生活がしやすいのかなと私は考えておりますが、そういった中で地域の方が使いやすい調理室だったり、あるいはいずれ自校方式の給食も考えられるような設計ということについて、これから先の建てかえについては検討してもらえるのか、あるいはそういったことを考えているのか、それともそういったことは一切考えておられないのか、お伺いいたします。

○【古川教育施設担当課長】 今、二小の建てかえの設計を進めております。この中で特別教室、家庭科室ですとか視聴覚室、こういったものがあるかと思ひます。こういったものを地域の方にも使っていただける、そして使いやすい形で配置していけるようなことを考えている最中でございます。そういったところで地域の方々が食に関すること、学校の中で展開していくことができるようにしていきたいと思ひております。

給食提供施設につきましては、今後、新しい給食センターの老朽化にあわせて建てかえていく学校をどのようにしていくかということも考えていく必要があるかと思ひております。以上です。

○【稗田美菜子委員】 わかりました。

市長にちょっとお伺いしたいんですけれども、市長は個食の問題などで、各小学校単位で複合化の観点から、ある意味、小学校の中での集約、集約と言っていいかどうか分かりませんが、統廃合を含めたものを考えていく必要があるということ、たしか市政方針かなんかで述べられたと思うんですが、今後、新しい給食センターについては、今、担当課がお話ししてくださったように私も考えますが、これから先のさらに老朽化があったとき、国立市の未来を考えたときに、今ちょうど建てかえようとしている各小学校、どんなふうにお考えなのかお伺いいたします。

○【永見市長】 これは私、持論として申し上げているのは、学校は地域の核であると。したがって、地域におけるさまざまな課題を解決していく1つの拠点として、全てではないと思ひますが、1つの拠点としての機能を果たしていくべきだろうと思ひております。

そして学校には、先ほど担当も申しましたように特別教室等があります。それとコミュニティーの空間もそこに付与することによって、例えば個食の問題であったり、それは子供の問題であったり、高齢者の問題であったり、さまざまな食の課題がそこで地域と一体となって解決していく、そのことが可能となるようなもの、それだけではなくて、若者がそこで、例えば本を読んだり勉強したりできるような、たまれるような場であったり、高齢者と若い者、あるいは子供たちが一緒に触れ合える空間であったりという、さまざまな機能が期待されると思ひております。

そういうものをどこまで、それは地域の中にさまざま資源がありますから、どういうものを盛り込んで二小をつくり上げていくのがいいのか、これはこれからの設計の問題ですけれども、基本的な考え方は私はそういうふうを考えているということでございます。

○【稗田美菜子委員】 わかりました。

私は以上です。ありがとうございます。

○【小口俊明委員】 今、稗田委員がお尋ねになった件に関連してでありますけれども、今、現の給食センターの場所の用途地域の関係です。先ほど都市整備部参事からは、用途変更した場合の難しさ、困難性というお話をいただきました。

もう1つあり得るとしたら、今の用途の変更をせずに住宅系のまま、例外的にあそこに再築する可能性ということも考えられるのかなと、可能性の中でですよ、そういうふうを考えました。これまでの検討の経過の中で、そういう角度の検討というものがあつたのであれば、どういう状況だったのか

伺いたいと思います。

○【古川教育施設担当課長】 建築基準法の例外規定を使って、今の給食センターの位置に新しい給食センターを建てることのできるかといった検討は過去にしていまいりました。実際に狛江市にもヒアリングに行って伺っておりますけれども、まず東京都の建築審査会の許可を得ないと建てることのできないというのが前提となっております。その許可を得るに当たりまして、用途地域、住居系の地域のところに建てることとなりますので、まず大きな課題としては費用をかなりかけなければいけない。防音装置であるとか脱臭装置、こういったもので億単位での費用の割増しが発生してきてしまうだろうということが1つ、検討の中でわかったことでございます。

それから、説明会等を開きまして、地域の方々の意見も聞くことになるんですけども、そこで反対の声があった場合には、当然、東京都の審査会においては許可が出ないだろうということが想定される。それから、そういった審査会に出していくに当たっては、実際に設計をかなりの段階まで進めた状態で申請を出すことになりますので、万が一、そこで許可がおりなかった場合に期間的な浪費といえますか、リスクと、それからそこまでにかけた費用のリスク、こういったものが出てきてしまうだろうと。非常に難しさがある中で、それを選択するのは難しいだろうと判断しております。以上です。

○【小口俊明委員】 わかりました。

次に伺います。今回の陳情のポイントでありますけれども、陳情事項の1番目には、PFI方式で進めるならば調理部門を切り離し、調理のあり方を検討してくださいということがありました。

先ほど来御紹介がありますように、我々総務文教委員会はみんなで視察に行ってきたわけでありまして。府中市の給食センター、または立川市の給食センターを見てまいりましたけれども、いずれの場合も、私は、調理の方針を決定してから調理器具、あるいは調理設備を決定し、そして建物の建設に入ったのかどうかということを確認する質問を両市の担当の方に聞いてみたんですけども、まず調理方法、方針等を定めてからでないと、設計あるいは配置・レイアウト、構造などはつくることができないのではないか。このような御意見でありました。いずれの市もそういう方向でこれまでやってきている。それ以外の方法はなかなか難しいだろうという見解でありました。

こういうことも踏まえて、国立市当局としては、調理の方針を切り離してということについてはどのようなお考えを持っているか伺います。

○【古川教育施設担当課長】 調理を実際にする人の声を聞きながら設計をしていくということが、使いやすく、かつ費用的にも効果の高いやり方だと考えております。以上になります。

○【小口俊明委員】 ということは、調理の方針、方式、手法、これを確定しないと、なかなか設計に入っていけないという理解をされているということでしょうか。

○【古川教育施設担当課長】 そうです。調理の方針、調理のやり方、こういったものも踏まえた上でないと設計に入っていけないだろうと考えております。以上です。

○【小口俊明委員】 では、次の質疑をいたします。先ほど他の委員も触れられていましたけれども、これまでの課題の中で、仮にPFI方式を採用した場合には、直接調理員のほうに市の職員である栄養士が指示を出すことができなくなるのではないかという御心配の側面であります。

先ほど御紹介した府中市、立川市でこの点も確認をしてきたんですけども、府中市の場合は直営で、部分委託という形でありました。その中で、府中市の担当の方に伺いましたら、直接栄養士が調理員に指示をしながら調理を進めている、気になったところはすぐ確認をするんだと。これは日常的

に行うことができているということでありました。これは直営であるから、このような状況なのかなと私は理解をいたしました。そして、立川市のほうでは、直接、市の職員である栄養士から指示をするということではなく、現場の責任者の方と連携をするんだというお話でありました。若干この辺、立川市は直営でなくて、P F Iということでもありますので、こういう形なのかなと理解をしたところであります。

国立市が今進めているこの計画をP F Iで行っていく場合には、立川市さんのような形になっていくのかなと想像しておりますけれども、今の現段階での国立市の考え方をお聞かせください。

○【古川教育施設担当課長】 国立市で今後、事業を行っていく際に、栄養士と現場の連携というのは非常に大事なものだと考えております。ですので、打ち合わせ、そういったものは綿密に行っていく必要もあると思いますし、実際に栄養士が現場に入って、調理員と話をしながら作業を進めていく、こういったことをやっていく必要があるだろうと考えております。以上になります。

○【小口俊明委員】 調理員とお話をする、それはお話しするのは何ら差し支えないんだろうと思いますけれども、一旦、指示ということになると、現場の責任者の方に対して指示と。そういう理解でよろしいですか。

○【古川教育施設担当課長】 指示ということに関しては、現場の責任者の方を通じて指示をしていくことになるかと思いますが、ただ、現場で働いていらっしゃる調理員と全く隔絶というわけではなくて、日々話をしながら、その日の調理の状況を聞き取りながら調理を進めていく。こういうふうに考えております。以上です。

○【遠藤直弘委員長】 質疑の途中ですが、ここで休憩に入ります。

午前10時45分休憩



午前10時59分再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

質疑を続行いたします。小口委員。

○【小口俊明委員】 それでは、最後に総合的に伺ってまいりたいと思います。

今、市が考えているP F I方式であります。これで子供たちに対し給食を提供していく、それを担っていく施設として、P F I方式はふさわしい運営ができるものかどうか。そしてまた、これはこれまでの保護者、また関係者への説明の経過ということも含めて、総合的に伺っておきたいと思います。

○【古川教育施設担当課長】 これまで未就学児の保護者ですとか、児童生徒の保護者に説明を1,970名程度、33回ほどかけて行ってまいりました。そういった中でも、市が考えているP F Iのメリットですとか、市が目指していきたい、こういう給食センターを建てていきたいんだということに関して、大きな反対の声はなかったと考えております。

加えて申し上げるなら、早期に新しい給食センターを建ててほしいという声は多くいただいたかなと考えております。以上になります。

○【小口俊明委員】 それはP F I方式ということで説明をした中での経過、あるいは保護者の皆さんのお声ということでよろしいですか。

○【古川教育施設担当課長】 そのとおりでございます。

○【小口俊明委員】 それを踏まえて、市としてはP F I方式で、子供たちに安心・安全な給食を提供できるという認識でよろしいのかどうかを確認いたします。

○【古川教育施設担当課長】 P F I 方式であっても、市の事業として給食を提供していくことに関しては変わりございません。きちんとモニタリングも行っておりまして、要求水準をつくっていくことに関しても、栄養士ですとか調理員の声を聞きながらつくっていきます。ですので、市の考えている P F I という方式が、新しい給食センターを建てるに当たってベストな手法であると考えております。以上です。

○【石井伸之委員】 陳情事項 2 に、建設についてはできる限り地域の民間事業者の参入も検討してくださいとあるんですが、実際に国立市内の建設工事会社の中で、これから国立市として建設を予定している給食センターの規模の建設工事を請け負うことができるだけの技術的な能力、また力があるのかどうか、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○【古川教育施設担当課長】 これから要求水準書をつくっていく検討の段階ですので、まだ具体的な調査等は行っていない。そういった状況です。以上です。

○【石井伸之委員】 建設についてはできる限り地域の民間事業者の参入というところで、ほかのところで P F I 方式で、S P C 方式を用いた中で、こういった企業が実際に建物の建設会社という形で工事を請け負っているか。そのあたり見ると、一流のゼネコン会社が並んでいるようにも感じるんですけども、大体どういった企業が給食センターの工事を請け負えるだけの技術力を持っている企業なのか。そのあたり、もし情報等ありましたら教えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○【古川教育施設担当課長】 資本を出して S P C を構成する建設企業については、確かに大きな会社が多いと記憶をしております。ただ、その中で、さらに下請と申しますか、建築の一部の部分について、協力企業という形で、ほかの会社も絡んで一緒にやっていくということも聞いておりますので、どの段階で地元の企業が参加していただけるかということですか、どういう募集要項にしているか、そういうことは今後検討してまいりたいと考えております。以上です。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、令和元年陳情第34号について、上村議員及び小川宏美議員から発言したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。上村議員及び小川議員の発言を許可することに賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員。よって、上村議員及び小川議員の発言を許可することと決定をいたしました。

なお、申し合わせにより、委員外議員は委員と重複した質疑及び意見・討論等を行うことができず、採決に参加することができません。また、発言時間は1議題10分程度となっております。発言は委員長において順に指名いたします。

初めに、上村和子議員。

○【上村和子議員】 ありがとうございます。それでは、10分ということで質疑させていただきま。質疑したいことは通告のとおり書いてあります。

未来に向けて S D G s の視点で。S D G s の視点というのは、イコール、ソーシャルインクルージョンの視点でもあります。S D G s の視点で子供の食と農と環境と教育をつなぐことは、最も重要な市の政策課題であると私は考えております。しかし、国立市にも、国立市教委にもいまだにその政策はありません。その1つである、国が定める食育推進基本計画も国立市にありません。全国の自治体の70%以上はつくっていますが、国立市にはまだありません。

そういう中で、永見市長は今回の会派代表質問の私に対する答弁として、このようにおっしゃいました。食育とは、さまざまな分野の政策がつながり合って、食育という全体ができ上がっていくと考える。そういう意味で、給食センターが食育としての1つの拠点になっていくことは自明。ただし、それが100%地元の地産地消と結びつき切れるのかは、時間もかかり、課題はある。現実的選択の中でどう議論していくかと述べました。

現状のPFI方式で調理を民間に15年間も委ねてしまうと、これから恐らくつくらなければいけない、つくるべきである、つくるであろう食の政策の大きなハンディキャップになると考えます。なぜなら、一旦PFIのSPC方式で頼んでしまうと、15年も1社に委ねると、次はその1社が継続していくという、私から言わせれば負の連鎖が起きてくるからです。そうなると、調理と栄養管理、そして自治体が進める食育、総合的な政策と一体化して進めていくことは不可能になります。ここは大きな政策の判断が必要なところですよ。

そこで、まずは調理部門を外した——これは再々言っていますが、調理部門を外して、しかもPFI的手法で、大垣市がやったような、もしくはデザインビルドというDB方式で、時間もかからない単純な従来のやり方でやると。そういう工事をし、そしてSDGsの視点での食の政策を今から一生懸命つくって、そこに対応できる財団方式も視野に入れた見直しが必要だと私は考えております。これは政策の判断です、首長政策の判断ですから、このことに対する見解を簡単に、市長、教育長から求めます。

○【是松教育長】 せんだって市長のほうから少しお答えいただいておりますので、私のほうから先にやらさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、SDGsの視点で地域の食と農と環境をどう結びつけていくかというのは大切なことだと思います。ただ、学校給食は、あくまで公立義務小中学校の児童生徒を対象とした昼食の提供を目的としておりますので、それを通じた部分において、食育の一環を担うという機能はもちろん持っておりますけれども、市域全体の食と農と環境のかかわりについては限定的であると思っています。そういった意味では、市長が言ったように、1拠点ではあるということとは言えても、これを統合的な拠点としていくには無理があると思っています。

それから、PFIで食育政策について給食センターが担っていけるのかということですが、これはあくまで調理部門について技術的な労務の提供を受けようというだけでありまして、一番肝心の食育の部分、それに伴う献立の作成、物資の選定等は、全てこれまでどおり教育委員会が行ってまいりますので、教育委員会が責任持って新たな食育政策には絡んでいきますというふうに思っております。

○【永見市長】 それでは、御答弁申し上げます。給食センターの問題も含めて、政策として食育の問題をどういうふうに取り扱っていくのかという大きな課題の中の御質疑だろうと思いました。

それで食育が抱える、あるいは食が抱える課題というのは、学校、家庭における子供たちの課題にかかわらず、高齢者の問題、あるいは健康づくりの問題、本当に多様な課題があると思います。それから、農薬の問題であったり、あるいは安全な食をどうつくっていくのかという課題もあります。それを給食センターの問題で財団に集約すれば、それが全て改善できるのかということ、私は必ずしもそうではないと捉えております。そのことも含めて、私は全体として総合調整していくような食育の機能、あるいは計画を早急につくって、機能化をさせていきたいと考えております。

○【上村和子議員】 こういう議論を、給食センターを建てるに当たってやらなきゃいけなかったと

いうことを言っているわけです。今から食の政策をどうするとかこうするとか、それは遅過ぎるということです。

それで、直前で給食センターの建てかえを変えたところは幾らでもあります。武蔵野市もそうですし、昭島市もそうです。そのときに最後の最後まで、自分たちの中で問題があったら考え直すんですよ。そうでないと、今まさにコロナで学校が給食をやめていますけれども、実際これがこの方式をやったときにどうなったか。

今、私たちが学ばなきゃいけないのは、現状のときにどういう給食を出すか、食をどうするか、食育はどうか、これが重要なんです。私が調べたところ、ちゃんと学校給食センターを食育センターとしている自治体があります。食育センターという名前を持っています。そして今、教育長は昼食って言いましたが、現状のままの学校給食をやるんだったら、今のままでいいんです。未来に向けての学校給食センターの役割は、それだけではだめだから食育の基本計画が必要で、もしかしたらSDGsにある子供の貧困対策には、朝御飯を出さなきゃいけないかもしれない。そして、食品ロスの問題でいえば、児童1人当たり1年間で7.1キロの食品ロスが学校給食から出てきている。これをどう改善していくか。それは全庁的課題なんです。

学校給食といったら今のままの給食、もしかしたら市教委の頭の中は現状の学校給食の範疇を超えなかったのではないかな。現実には私はある教育委員の関係の方から、学校給食というものは学校が担える部分は極めて少ないと。これ以上のことはできない。本来、給食は家庭がやるべきものと考えるところを言われました。

しかし、そういうことではないわけです。今、地球規模で学校給食、そして食の貧困の問題、食品ロスの問題、これを考えた上で、その拠点となる給食センターを建てかえなきゃいけない。そのときに幼児教育で財団をつくれた市が、食育でなぜ財団がつかれないのか。この検討をまずもって今からでもやるべきだと。これは教育を超えています。命にかかわる問題ですよ。環境ですから。市長、総合的機能とおっしゃったけれども、今ないんですよ、ゼロからのスタートなんですよ。これは今からでも早急にやっていただきたいんですよけれども、最後そのことについての意思があるかどうか。

○【永見市長】 財団を前提として検討ではなくて、食育をより全庁的に発展させるためにはどういう形をつくるべきかという検討をしてみたいと思います。

○【小川宏美議員】 では、発言申出書に2つあります。1つ目はPFIにおける財政削減効果（VFM）です。導入可能性調査で示された2つの数字があります。生の数字を積み上げた7,857万円、これの効果額は、その後、事業方針などの説明から消えました。なぜ消したのでしょうか。

○【古川教育施設担当課長】 PFI事業を実施する上の実務上の方針というのを国が示しておりますけれども、それによれば単なる事業費を積み上げるということではなくて、現在価値化して比較するとされております。現在価値化というのは、将来の1万円が今の価値でいうと幾らなのかということを示すこと。給食センターの事業に関しては、15年間の事業になりますので、15年後に支払う費用の分も契約の当初で決めることになります。ですので、将来支払う金額についても今の価値に割り直して考える。これが現在価値ということになります。

導入可能性調査における7,857万円というのは、現在価値化するためにその経過として出てきた数字でございまして、最終的な比較評価は、先ほど申しました現在価値化を行って進めるということが先ほどのガイドライン、指針でも必要とされております。ですので、現在価値化した形で載せております。以上です。

○【小川宏美議員】 では、国立市が長期の計画を立てます。削減効果も出します。そのときにこのようなP F Iの現在価値での説明を市民にしていますか、伺います。

○【黒澤政策経営課長】 これは今、教育施設担当課長が申し上げましたが、P F Iに関しては国の方針でそういう出し方をする。一般の行財政運営においては、そういうやり方はしておりません。

○【小川宏美議員】 そうですね。P F Iだけ特別なんです、本当に。7,857万円というのは年間にすると幾らになりますか。

○【古川教育施設担当課長】 15で割る必要がございますので、大体500万円程度かと考えております。

○【小川宏美議員】 500万円ですね。これまでは1,000万円と説明がされてきました。ほかの経済効果の額が示すのと違うんです。これは非常にわかりにくいです。それでP F Iありきとして説明をしていることになりまして、現在価値にするとこうだという計算ですけれども、今、世界的にWHOも緊急事態宣言を出しました。コロナの問題も含めまして、経済効果がここまで実際にあるか。倍に近い数をずっと説明してきました、1億5,000万円という。これはもう一度見直す必要もあると思いますし、私はこの説明を去年の6月から受けています。本来、年間500万円だということ、そして削減効果も1億5,000万円あるという数は、あくまでもP F Iによる試算、現在価値だということを説明しなきゃいけないんじゃないでしょうか。どうですか。

○【古川教育施設担当課長】 整備事業方針につきましても、その中で現在価値化する数字ですということをお示した上で、こちらに記載をさせていただいております。以上になります。

○【小川宏美議員】 それは最後に小学校、中学校に入った説明会、意見交換会でもそういうふうになっていますか。

○【古川教育施設担当課長】 済みません。今ちょっと手元に資料がないんですけれども、そこまで細かく記載はしていなかったかと記憶してございます。以上です。

○【小川宏美議員】 私の手元にありますが、ありません。そうしますと、最後の説明に回った11校で10人の御参加があったという、非常に少ない集まりですけれども、そこでは財政削減効果が、幾ら国立市がこの事業に使うかの説明もありません。幾ら使うんですか、この事業に。全体で大ざっぱで。

○【古川教育施設担当課長】 15年間の事業費としては、おおよそ50億円程度です。以上です。

○【小川宏美議員】 15年で50億円使っていく事業なんですよ。物すごく大きな事業です。それによって財政削減効果が、P F Iだけ特別、現在価値にした生の数字を積み上げたもので、倍の数字を使っているということはその都度説明したりしないのととてもわかりにくいですし、P F Iありきという、本当に誘導しているのかと思われるようなことになりかねません。ガイドラインが国にあるということはわかりますけれども、それは他の市が行っている財政説明と全く異なりますから、P F Iはこうなんだということを常に言うべきではないんですか。誤解を招きませんか、誘導しませんか、こういった説明の仕方というのは、市として。

○【古川教育施設担当課長】 冒頭でも申し上げましたように、P F Iの比較に関しては現在価値化して行うということで示されてされていますので、その中で御説明をさせていただいています。以上です。

○【小川宏美議員】 それならば、最後に説明に回った資料の中にはそのことは明記すべきですよ。全くそのことが書いてない説明。数字が何にも入ってなかったんですけれども、あれは。P F Iという言葉も1カ所でした。それはP F Iに基づいた説明をしているとは私は言いがたいと思いました。

もう1つ質疑するのは、PFIのデメリットについてです。本当にこれはさまざまな例が示されているし、PFI発祥のイギリスでも会計検査院がまとめたことは、40%以上コストが割高であることと財政への効果が余りないということの結論は言うまでもなく、この近隣の市においても、小平市、再入札まで結局どのぐらい延びることになるかわかりですか。

○【古川教育施設担当課長】 半年から10カ月程度なのかと考えております。以上です。

○【小川宏美議員】 私が聞いたところでは、小平市の職員の方からは、建設費などに折り合いがつかないことがPFIだと往々にしてあると言っていました。1年ぐらい延びることになると言っていました。国立市が今回PFIをとりたいた最大の理由として、早期建設ですよね。PFIというのは非常に時間的ロスも多くて、国立市における給食センター建てかえに大きな痛手じゃないんですか。余りに決め過ぎていて、早期建設にPFIという問題が支障になっていませんか。

○【古川教育施設担当課長】 想定どおり今後のスケジュールどおりに進んでいけば、PFIというやり方であっても長くなるとは考えておりません。むしろほかの手法を選択することで検討に時間を要する分だけ、そちらのほうが長くなる可能性もあるかと考えます。

○【小川宏美議員】 どうですかね。古川課長と私の勉強の度合い、全国調べていますか。たくさんの事例が出ています、既に。調査報告書が出て、全国のホームページに出ていますから。帯広市は既に、PFIを使うと、従来方式より1年2カ月長いというデータも出ています。こういったものを全部勘案して、今、特に土壌の問題はボーリング調査したとおっしゃっていますけれども、どのような結果なのかもっと詳しく言ってほしいですし、それにVFM効果はどのぐらい下がるのか、幾らぐらいのコストがそれに必要なのかももっと詳しく説明してくれないと全体が見えません。

そして、食育が困難だという問題、この調査もしていますでしょうか。私が調べた中では、農林中金総合研究所は小学校5・6年生1,500人、保護者1,500人、栄養士470人、生産者500人に調査した結果を示しています。食育に携わる栄養士の9割が、センター化というか、調理業務の委託にすると食育は困難と発表しています。PFIにすると、本当に民間委託にすると、チェック、モニタリングが非常に大変になります。栄養士さんは現場にかかり切りになり、これまで当局が説明したような、食育を推進したいということは簡単に言えないのではないかと私は思うんですけれども、どうですか。

○【古川教育施設担当課長】 食育に関しましても、先日視察に行きました立川市、こちらでもPFIでやっておりますけれども、学校に出向いていって食育の授業もやっていると聞いております。ですので、国立市のほうでも栄養士と連携して、そういったことを進めていくことも検討できると考えております。以上です。

○【小川宏美議員】 栄養士さんが学校に出向いていくことが食育になるのでしょうか。地場野菜30%を目指すとか、これまで掲げてきたことを一つ一つクリアするには、地域を回って大変な努力が必要だと思うんです。そのために現場にかかり切らないように栄養士さんを外に出せるという保証が、私はまだ得られてないと思っています。市税を50億円も投じる新しいセンター、公共事業です。国立市にとって食育のまさにセンターとなるような最良の方法をここで考え直すということについて、市長、いかがでしょうか。

○【永見市長】 これは教育委員会が長年にわたって、さまざまな角度から検討してきた学校教育上の1つの大きな課題です。そのことを、私がここで鶴の一声でひっくり返すということは全く考えておりません。

○【小川宏美議員】 でも、センター機能を持たない、これに50億円使うというのは、市にとっても

非常にマイナスだと思います。市長が先ほど述べられた理念を、今回50億円を投じるこのセンターにおいて一本化していく。そのことが大事だと思います。

○【遠藤直弘委員長】 質疑を打ち切り、意見、取り扱いに入ります。藤江委員。

○【藤江竜三委員】 学校給食センター建て替えについて新たな検討内容に関する陳情に対して、私は不採択の討論をいたします。

現在進んでいる新たな給食センターをつくる計画において、PFI手法のメリットとして5点が挙げられています。1、効率的な施設整備及び作業環境の創出、2、民間のノウハウを活用した給食提供サービスの向上、3、アレルギー食提供へのスムーズな対応、4、効率的な維持管理、迅速な対応、5、費用削減効果・財政負担の平準化があります。

5の費用削減効果・財政負担の平準化、この点を掘り下げますと、PFIと直営を比べると、導入可能性調査時で1.5億円の財政効果、さらに試算によっては、それに加えて6億円から9億円の財政効果がPFIのほうが得られる。また、東京都市町村総合交付金も、15年間では数億円規模でPFIのほうが有利になるという答弁がありました。さらに、昨年10月以後、国立市の各所で30回以上、950人以上を対象に行われた市民説明会では、大きな反対の声はなかったと伺っております。また、私が聞くところでも、PFIで行って問題ないという声のほうが多いです。

そして最後に、災害対応についてです。災害対応については、ボーリング調査を行ったところ、地盤の上でも問題がない。また、水害対策についても、しっかり行っていくというふうになっております。

陳情書では、災害の対応も心配されております。心配することは確かにあるかと思います。ただ、一方で、PFI事業者が持つことがある外食事業や、セントラルキッチンといった資源を活用して災害対応をしていくといったことも考えられ、直営ではできないメリットというものもございます。

今申し上げた点などを含め、総合的に考えると、PFI方式において調理部門を切り離して、調理のあり方を検討するということは得策ではないと私は考えます。よって、本陳情は不採択といたします。

○【住友珠美委員】 本陳情には、採択の立場で討論させていただきます。

私は、今まで視察や勉強会などをさまざまさせていただきました。それを通してDB方式、そしてPFI的手法なども勉強させていただいて、勘案したところ、これは市がやろうと思えば、調理は十分直営で可能であると思いました。

また、先ほど課長のほうにビジョンに対してお聞きしましたところ、安全性の継続、きちんと実行していくこととおっしゃっていましたが、これは本当に重要な視点であります。しかしながら、当たり前の視点である、そして直営であってもこれはやるべきことであるし、直営、民間関係ないと思っております。私は、市にもっと具体的なビジョンをお示ししていただきたかったと思っておりますし、これは今後も要望していきたいと思っております。

また、学校給食センター、子供にとってメリットを突き詰めていく。そうしますと、子供たちの側に立つことがいかに大切であるか、このことを改めて認識いたしました。思いがある人たちが、組織の制度の中で子供の成長のためにできることを考えていく。その姿勢に尽きるのではないのでしょうか。

先ほどの小川議員の発言でもありましたけれども、15年間で50億円かけてやる事業です。しっかりと子供のために向き合っていくべきであります。つまり直営を維持し自治体が手を離さないこと、これが一番大切だと考えております。学校給食は、実際に食べる、この体験を通じまして、栄養バラン

スのとれた食事のあり方を学ぶとともに、みんなで準備、会食することによって社会性を養うなど、単なる昼食ではありません。学校における教育活動の一環として行われていきます。

2005年に食育基本法が制定され、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づける。このように明記されております。そして、最も重要な学校給食法には、給食は食育の一環である、このことが明確に位置づけられていることから、私たち共産党は、学校給食センターは民間に任せるのではなく、市が直営で行うこと、これが最も望ましい方法である。こういう立場であります。

また、そもそも利益を追求する民間企業と、市民生活を維持し守ることが使命である自治体、もとの目的が全く違っていると考えております。そぐわないのではないのでしょうか。

このことから、陳情について、調理のあり方、市民や保護者としっかり検討してつくっていくべきですし、地域に根差して仕事をしている地元業者さんの検討は必要でもあります。

以上の理由から、本陳情を採択とさせていただきます。

○【小口俊明委員】 本陳情につきましては継続審査ということで、我々総務文教委員会はこれまで大変慎重かつ丁寧に審査をしてきたのではないかと考えております。

そして、本陳情への判断であります。不採択であります。これまでの陳情審査ではっきりしたことや、総務文教委員会で視察した府中市の学校給食センター及び立川市の給食センターで見聞きしてきたこと等に照らして、調理部門のみを切り離して建物の建設、これは事実上不可能であると考えます。

給食センターという食品工場を建設する際には、まずどのような調理をするのか、その方針、手法を決定することが前提であります。もちろん子供たちに安全・安心の給食を提供することが、最優先事項であります。調理の方針が決定した後に調理器具の選定が行われ、さらに食材の動線と調理員の動線が決定されます。このことによって、初めて建物の構造と部屋の配置が決まるのでありまして、調理をPFIで行うのか直営で行うのか決定せずに、先に調理器具を決め建物を建設する。これはできないと考えます。もし調理部門のさらなる検討に入るとするならば、令和5年の新給食センター稼働はその分おくれ、子供たちに給食を提供するためには、現在の給食センターをさらに延命化していくことになるかと思います。既に限界が来ているのではないのでしょうか。

総務文教委員会で視察をいたしました2つの事例について述べたいと思います。府中市は直営で、部分委託の方式でありました。立川市はPFIでした。いずれにおいても、まず調理の方針を決定してからでないと調理機器の選定はできないということでありました。そして、そのために建物の設計に入れないということでありました。

以前から心配の声が上がっている課題として、市の職員である栄養士が現場で疑問を感じた場合、直接調理員に指示できないのではないかとということがありました。府中市の例では、栄養士が調理員に指示することができているということでありました。立川市におきましては、栄養士が直接調理員に指示するのではなく、必要に応じて現場の責任者と協議する体制でありました。

国立市においては、先ほど確認をいたしましたところ、指示は現場の責任者へ行う、調理員とは市の職員が会話をしながら進めていくということでありました。先ほどの当局へのさまざまな質疑を通じて、PFIにおいて子供たちの給食を担う施設としてふさわしい運営ができていくんだと感じたところであります。新給食センターを開設する時期をおくらせることのないように、国立市には要望をしたいと思います。

子供たちに給食を提供することが滞ることがないように、よろしくお願いを申し上げまして、本陳情は不採択であります。

○【古濱薫委員】 陳情第34号につきまして、採択の立場で討論いたします。

まず、陳情事項の1につきまして、私たち国立・生活者ネットワークはそもそも、子供たちの健やかな成長を願ったとき、自校式の給食施設を主張してきました。私は平成27年に給食センター運営審議委員を務めたときも、自校式の検討をと私は最後まで申しました。同じ建物の中でつくる人と子供たちが直接顔を見合わせ、温かいものは温かく、冷たいものは冷たく提供でき、またその学校の行事に合わせて、運動会の前の日だったら頑張ろう献立ですとか、お疲れさま給食とかいろいろ考えられる、学校学校の個性も出せる、そんな自校式を考えておりました。

何を今さらと思われるかもしれませんが、子供たちにとってベストなのはもちろん、またこのように今コロナ対応の際にでも、もし調理員さんの中に感染者ですとか、その感染者と濃厚接触したですとか、そういうおそれのある方が出られたときも、センターだとおそらく全面ストップだったりするのではないかと。しかし、自校式であれば、各校でその学校どうしようかという判断をすることもできますし、ストップした学校には親子方式で近くの学校から提供するとか、そういった可能性も考えられ、災害時にも有益と思われます。

しかしながら、運営方式の検討の際にも、自校式はコストがかさむということで候補から外れた経過があるわけですが、そのときにこれは給食でできる食育の多くの部分を、国立市は諦めたんだと私は見えています。そんな中で、センター方式を選んだ中でも最善は何かと、市民の方々の今回の陳情により立ちどまってみんなで考えているのが、今なんだと私は捉えています。

ところが、先ほど他の委員の質疑にもあったように、これから公共施設の複合化が進み、学校施設も建てかえが検討なされる中、そこに調理場を入れていく、自校式に徐々にしていこうとか、そういった考えも積極的にはあらわされていません。今回の大事な点は、運営方法が単にPFI方式なのか、直営なのかという二択なのではなく、他の議員にもありましたが、市が給食で何をしたいのか、子供たちをどんなふうに成長させたいのかというビジョンを持つことではないでしょうか。それが無いままに民間へ大事な調理部門を任せてしまうことが、一番の不安な点だと私は考えます。

翻って、では直営でさえあればいいのか。現在の直営方法であっても、献立ですとか、調理の過程においてはさまざまな課題があり、近隣と比べて国立市の給食そのものがすぐれているかという点、そこにはやはり疑問があります。

私は小学校に子供を入学させて保護者となって、今11年目になりました。日野市ですとか国分寺市ですとか、近隣の保護者さんの知り合いが多くいますし、やはり給食おいしいよねという話題になります。しかし、国立の給食っていいよねと言われたことは、済みません、一度もございません。そういった国立の給食はすごくいいらしいよとか、そんな評判が周りの保護者の方の話題に上るような給食を目指したい、その評価ですけれども、その評価のあり方もいろいろですが、自然と頑張っている地場野菜ですとか、手づくりですとか、自校式で頑張っているところはやはりおいしいと、子供たちの評判もいと声を聞きます。

その中で、PFIあるいはPFI的手法の中でも、調理部門に関して、先ほど質疑の中でもありましたが、事前審査を省略することなく、現在の課題を最小化できる方法を今回ぜひ本気で考えていただきたく、その過程においては必ず保護者、地域の方々、また学校の先生方、そして子供たちの声をじかに受けとめて生かしていく、そういった過程を経て進めていただきたく要望いたします。

また、陳情事項2の地域の民間事業者の参入の件に関しましては、そのようになるべく考えていたきたい。建設物といいますと、大きなゼネコン会社ですとか土建屋さんの採用を考えがちですが、それだけでなくエクステリアに対してインテリアですとか、内装ですとか建具、小さな工務店さん、それこそ国立の地元のお店屋さんなども対応できる部分はたくさんあると思いますので、そういった小さな業者さんなどの検討も考えていただきたく、私の採択の討論といたします。

○【稗田美菜子委員】 本陳情については、不採択の立場で討論させていただきます。

非常にいろんなことを考えさせていただきました。その中で、ある方から教えていただいた資料の中に、昭和42年9月5日の公民館だよりを御紹介いただきました。その中には、給食センターについて、当時、石塚市政時代ですけれども、PTAだけではなくて地域の方々、あるいは市民の方々がよりよい給食を子供たちのためにと活発な議論をされていることが、しっかりと公民館だよりの中に残されております。

そこには次のように書かれてありました。学校給食の教育的・社会的意義は無視できない。しかし、その意義は、給食内容とそれに伴う諸設備が充実・完備してこそ実現されるものであって、それらが中途半端で不十分なものであれば、かえって教育的に大きなマイナスを結果することはこれまでの例でも明らかである。

その中で重要なことを2点まとめられております。給食内容を充実し、魅力あるものとして、子供の体力向上に役立つとともに喜ばれるものとする。ほかの教育活動を絶対阻害しないような十二分な条件を整えることというふうに書かれていました。

当時、第二小学校の地下に給食センターを建てようという計画がありましたので、ほかの教育活動を阻害することがないようにということで、それはなくなり、今の給食センターに移りました。当時からこうやって給食センターというか、給食について、子供たちのことについては、保護者だけではなく、地域の方たちが一生懸命やってきたということを残してある、明らかな文章なわけですよ。このとおりだと私も思います。

市民の皆様にとっては、自分たちでつくり上げてきたという歴史がまさにあるわけです。それをここで市も一緒になってしっかりと新しいものに、さらに歴史を積み上げていくというふうに私はしていかなければならないと思います。手法を変えたから、こういうことはできませんでしたということではなくて、こういう歴史をしっかりと今まさに受けとめなきゃいけないわけです。それと同時に、先ほど質疑の中でも挙げましたが、実際にはこの当時と違って大きくライフスタイルが変わっています。それをどう取り組んでいくのかということがまさに大きな課題であって、実現していかなきゃいけない責務を、今これから負わなきゃいけないということだと思います。

国立方式と呼んでいる3つの運営審議会とか献立作成、物資選定ということ、これからの社会でどう実現していくのかという責務を負ったと、しっかりと受けとめていただきたいと思います。

これまでの質疑の中で明らかになったことは、まず給食をとめないでセンターを建てることは、現状の土地の中では難しいということ、そして現在の土地に建設するとなると、早期建設も難しいということが明らかになりました。となると、新給食センターは新しい予定地となりますが、そこには防災対策に取り組まれていることも確認できました。現段階では事業者選定のプロセスで半年のおくれが出てしまっておりますが、事前審査をいいかげんにしないで、当初の予定の2023年2学期開始に間に合うように、しっかりと取り組むということも宣言していただきました。これまでとは違って委託契約になり、新しい給食センターについては継続して議会の統制がきくような形になりましたので、

議会への報告も今後丁寧にしていただきたいと思います。

同時に、現在進行中の小学校の建てかえについては、食育や給食の自校式も考えることができるような、市長の御答弁にもありましたけれども、地域の問題を解決する1つの場になるような建てかえをぜひ進めていただきたいと思います。おろそかにすることなくしっかりと計画どおり、2023年2学期開始に間に合うように、事前審査をいかにげんにすることなく、要求水準書もきちんとしたものを、現場の声を取り入れながらつくり上げていただきたいと思いますということをお願いいたしまして、本陳情につきましては不採択の討論とさせていただきます。

○【石井伸之委員】 本陳情は、不採択の立場で討論いたします。

まずは是松教育長、宮崎教育次長、そして土方所長、古川課長を初めとする学校給食にかかわる職員の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策に伴う3月2日以降の小中学校休校に伴い、給食もストップするという突然の事態に対して、混乱がないよう対応をしていただいたことに対して感謝を申し上げます。

また、総務文教委員会が、府中市及び立川市における学校給食センターの視察に対しても、3月議会前の大変忙しい時間にもかかわらず対応していただき、ありがとうございました。おかげさまで本陳情に対して判断をすることが可能になりました。

立川市の給食センターを視察する中で、PFI方式において調理部門を切り離すということは、PFI方式の利点をなくすものであるということがわかりました。そもそも給食センターを建設するに当たって、調理を行う各機器類を安全で効率よく扱う上でも、調理部門がかなめであるということは間違いありません。食材の納品、検品、洗浄、適切な大きさへのカット、調理、そして学校ごとのコンテナへの収納、これを行って配送されます。この動線を最優先とする中でも、PFI方式で調理部門を切り離すことはできないと理解をいたしました。

小学校給食の調理を委託方式で行っている府中市給食センターでは、市の栄養士と民間の調理師が意見交換をしながら、味や火の通りぐあいなど、調理全般に対する意見交換を行っていたことから、この点は国立市でも手本としていただきますようお願いをいたします。

また、立川市の給食センターでは、食育としてセンターの中で、例えば牛乳のカルシウムがこれだけ多く入っているということや、また栄養面に対してこれだけ配慮しているということ、さらには食べ残しの問題等食育にかかわる情報を、見学されるであろう小学生に対して適切に伝えている。こういった食育への取り組みはぜひとも見習っていただき、新たな国立市の給食センターでも取り入れていただきますようお願いをいたします。

また、立地の問題で議論がありましたが、小口委員も質疑をされておりました、給食センターが食品工場として位置づけられていることから、現在の給食センターがある第2種住居専用地域では、既存不適格建築物ということが明らかとなっております。食品工場の建てられる用途地域は、準工業地域、工業地域、工業専用地域、もしくは用途地域外のいずれかとなっております。

そこで国立市の都市計画図を見ますと、建設可能な場所は北3丁目の一部、青柳地域、中央高速と日野バイパス以南の谷保地域と泉地域に限られております。可能であればですが、青柳3丁目にあった東京都職業訓練学校の跡地が最適な土地と考え、平成28年3月議会で、私、一般質問をしたんですが、残念ながらその土地は東京都労働局がまだまだ使用するということから、現在の泉地域に定まったと聞いており、この点は理解するところでございます。

また、陳情事項2の中で、建設についてできる限り民間事業者の参入とあるんですが、給食センタ

一という特殊な建物であって、それなりの能力が求められる建物であることから、どうしても大手のゼネコン企業が主体となって建設に取りかかるというのが一般的な流れかと思います。そういった中で、できれば国立市内の事業者の方々においても、少しでもこの建物の建設にかかわってほしいという思いはございます。そういった中で、もし可能であれば、分離発注を行う中で地元企業の活躍の場が得られるようにお願いをいたします。例えばですが、外構工事や敷地内の植栽工事などは、本体工事とは直接かかわりない部分ですので、このあたりの分離発注の御検討をいただきますようお願いいたします。

そして、スケジュールのおくれが少々気になるところでございますが、令和5年2学期のオープンに向けてしっかりと努力をしていただきますようお願いをいたしまして、不採択の討論といたします。以上です。

○【遠藤直弘委員長】 意見、取り扱いを打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本陳情を採択とすることに賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数。よって、本陳情は不採択と決しました。

以上で、本会議から付託されました陳情の審査は終了いたしました。

ここで昼食休憩といたします。

午前11時50分休憩



午後1時再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

令和2年3月6日及び11日開催の会派会議におきまして、議会における新型コロナウイルスの感染症拡大を防止し、市当局がその対策に専念できるよう、その他の付託事件につきましては、委員会審査を行わず、最終本会議で審議することが確認されております。

お諮りいたします。当委員会に付託された陳情以外の事件につきまして、今後の取り扱いは議長に戻し、議会運営委員会で協議をしていただくことにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、そのように決定いたします。

次に、報告事項でございますが、同じく会派会議におきまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する市の取組状況について以外のところについて、文書による報告とすることが確認されているところでございます。そのような取り扱いとすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、そのように決定をいたします。

それでは、報告事項に入ります。



報告事項(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する市の取組状況について

○【遠藤直弘委員長】 報告事項(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する市の取組状況についてに入ります。

当局から御報告を願います。副市長。

○【竹内副市長】 それでは、報告させていただきます。

まずは去る3月2日から3月5日までの本会議休会に続き、先週3月9日から3月12日まで予算特別委員会の休会の御判断をいただきまして、各部ともに感染症対策に集中して取り組むことができました。改めて感謝申し上げます。また、石井議長、望月副議長におかれましては、この間、連日継続的に情報交換、情報共有の機会をいただきました。重ねて御礼申し上げます。

最初に、国立市内に現時点で感染者は確認されていないということを改めて御報告いたします。先回の懇談会の折にも御説明いたしましたが、市内での感染者発生情報は、保健所からの情報を基本に考えております。場合によっては、市内各所からの情報ということもあろうかと思いますが、いずれにおきましてもそのような情報を現在確認しておらず、国立市内に現時点で感染者は確認されていないという状況でございます。

それでは、対策本部等の開催経過、この間の概略の取り組み等の内容について、本部事務局を所管しております健康福祉部長から御報告をさせていただき、続いて、本委員会所管の各部局の取り組みを、担当部長から補足的に説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○【大川健康福祉部長】 それでは、私のほうから、新型コロナウイルス感染症対策本部会議の経過並びに市コールセンターの状況に関しまして、概略を御報告させていただきます。

お手元の総務文教委員会資料No.19、9ページ、10ページをごらんください。

2月21日に立ち上げましたこの対策本部会議は、これまで永見市長をトップに、健康福祉部と防災担当が事務局を担い、3月13日までに計8回開催してございます。市内の状況の集約、課題整理、感染拡大防止策の協議・決定などを行いまして、市として市民の皆様への注意喚起を初め、市主催のイベントなどの基本方針及びイベントの中止・休止対応、市の公共施設などの開閉状況、感染拡大防止に向けた市の取り組みなどについて、市長室広報を通じてもろもろの発信を行ってまいりました。

また、この間、東京都に対しまして、中小企業への事業資金並びに雇用確保のための資金繰り支援策、学校の休校に伴う子育て支援策などについて、この対策本部会議にて取りまとめ、市長会を通じて意見を上げてまいりました。

今後も、各部における感染拡大防止に向けた取り組みを進めるとともに、並行して状況の悪化を想定した具体的な対応策の検討も続けてまいります。

次に、国立市新型コロナウイルス相談センター、以下、市コールセンターとありますが、こちらの相談状況でございますが、2月29日土曜日から3月14日土曜日までの1週間強の間で、計60件弱の御相談をお受けいたしております。市コールセンター開始当初は、学校休校に係る学童保育の運営に関しての御相談などが主な内容でした。最近の傾向としまして、御自身の健康不安の御相談やマスクについての御意見及びお問い合わせ、市内でコロナウイルス感染が発生したという誤った情報の問い合わせなどが見られます。

市コールセンターは、当初、日曜日も対応させていただきましたが、3月8日の日曜日は相談件数がなかったということから、現在は平日と土曜日に対応できる体制に変更してございます。今後、感染状況の広がりなどによっては、再度体制を組み直して強化することも視野に入れまして、引き続き状況を注視しながら、市民の方々が安心できるような対応に配慮してまいります。

私からの御報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○【藤崎政策経営部長】 それでは、総務文教委員会資料No.19に基づいて、総務文教委員会所管の業務を行っております政策経営部、行政管理部、教育委員会における新型コロナウイルス感染症防止に関する主な取り組みについて、3部を取りまとめて御報告をさせていただきます。

資料の1ページをごらんください。中段の2、政策経営部関係の主な取り組みです。

まず、市長室におきましては、①市ホームページによる情報発信ですが、トップページのグローバルイメージから新型コロナウイルス関係の全情報に入っていけるように構成を変更し、イベント関係の情報や市民、市議会議員の皆様からの問い合わせに関するQアンドAを掲載、また人権への配慮についても掲載をしているところでございます。そのほかに、②市報での情報発信、それから2ページになりますが、③メール配信やツイッター、ライン、広報掲示板での情報発信を行うとともに、④報道機関への配信も行っております。

政策経営課におきましては、新型コロナウイルスに対応するための予算調整事務を行っております。

また、課税課においては、市・都民税の申告期限を1カ月おくらせて、受付を4月16日までに延長して対応することとしております。

次に、3、行政管理部関係の主な取り組みについて御報告いたします。

まず、総務課においては、従前から行っているところではありますが、庁舎内への消毒薬の設置と周知を行っております。

次に、3ページ、職員課においては、時差出勤制度を拡大しました。また、特例措置として市職員の、これは嘱託員も含めてとなりますが、職務専念義務の免除の承認範囲を拡大いたしました。

防災安全課においては、保健センターと連携し、対策本部事務局としての業務を実施しております。また、備蓄しているマスクを医師会及び市役所の各職場に配布をいたしました。

次に、7ページ下段の8番、教育委員会関係の取り組みについて御報告いたします。

まず、教育総務課関係です。8ページになります。市立小中学校11校につきましては、3月2日月曜日の給食終了後より臨時休業としております。休業の実施に当たっては、臨時の校長会において協議した上で、教育委員会より保護者宛てに一斉学校配信メールでお知らせをし、さらに各学校長名で詳細を記載した保護者宛ての文書を発出してしております。

次に、教育指導支援課関係です。学校臨時休業中に実施を予定している卒業式、修了式及び新年度の入学式については、参加者の規模や実施内容を縮小、時間を短縮して開催することとしました。

次に、生涯学習課関係です。総合体育館のトレーニング室、プールは休室、体育室の個人利用は停止するとともに、既に予約されていた団体利用の自粛を要請、新規予約の受け付けを停止しております。また、小中学校の校庭等の個人及び団体開放利用を停止しております。市民芸術小ホール、ホール及び郷土文化館講座室については、既に予約されていた利用の自粛を要請、新規予約の受け付けを停止しております。

次に、給食センター関係です。学校の臨時休業に伴い、3月3日火曜日より前倒しでお休みをいただいている調理及び配膳の臨時職員に対し、予定していた勤務について、労働基準法に基づき休業補償を行うことといたしました。また、本日3月16日月曜日から18日水曜日まで、一部の中学校において校舎の廊下、壁等の塗りかえ作業を行うこととし、希望する方に本業務に従事していただいております。

最後に、公民館及び図書館関係です。図書の閲覧や施設利用において、多人数・長時間の利用をお控えいただくよう、利用者に御協力いただく中で開館をしております。

政策経営部、行政管理部、教育委員会の取り組み状況については以上でございます。

○【遠藤直弘委員長】 報告が終わりました。質疑、意見等を承ります。住友委員。

○【住友珠美委員】 今回は市長並びに副市長、教育長以下、各部課長、大変御苦労いただきまして、

本当にありがとうございました。

では、端的に質疑させていただきます。このところの報道でも、多くの自治体が臨時休業中であって、それぞれ学校の実情に合った方法による自主登校を認め始めているということが報道されていますが、当市でも一律臨時休校ということになっております。この点に対して、例えば市民の皆様からお声をいただいたときに、ぜひ登校をというんでしょうか、自主登校があってもいいんじゃないかということを要望されることがあるんですけれども、この点に対していかがでしょうか。

○【高橋教育総務課長】 お答えいたします。現在、国立市の市立小中学校11校全て臨時休業を行っているところなんですけれども、こちらを決定いたしましたのが、2月28日に臨時校長会を開きまして、休業を決定したところでございます。その段階から、現在、国内の新型コロナウイルスの感染症の状況については、感染者数の状況は変わっていないかなと考えております。また、東京都内でも小学生の新型コロナウイルスの感染等出ている状況でございまして、現在のところ、実施したときから状況の改善がないところから、現在、休業の緩和等は考えていないところでございます。

○【住友珠美委員】 わかりました。今聞きますと、御家庭でもそうなんですけれども、お家にいるお時間が長くなりまして、お子さんも、また親御さんもちょうとストレスがたまっていて、疲れているということを聞くんですけれども、例えば校庭を開放して、教職員の協力で見守り、それから運動する時間をどこかにつくとか、何かそういう工夫はできないのかなと思うんです。その点に対してはいかがでしょう。

○【宮崎教育次長】 まず、今回の臨時休業の目的は、一番にあるのは感染の拡大を防止することです。こういった状況がある程度長く想定される中で、御案内のように、他市あるいは国の見解も、外で日に当たって遊ぶことも大事であるということが示されております。学籍を置いている児童生徒に校庭を開放し始めた自治体というのは、基本的に多くの施設を閉めてしまっている中で、そういったところに人員を投入して開くというところを始めたようではございますけれども、私も現在はなるべく開けるところは開いていきたいという考えは持っております。

そんな中で、外出禁止にしているわけではございませんので、濃厚接触を避けながら、比較的ストレスを解消することは、家庭でもさまざま工夫されているようではございますし、一方で、家庭で過ごすことが難しい学童保育の児童、こちらに対してどういった対応ができるのか。それは私も教育委員会と子ども家庭部が協力しながら、できるだけ学校施設を活用して、ストレスがたまらないように、活動していただく。

そういった中で、現在、学校の校庭を単純に開放することにつきましては、学童の利用との線引き、多くの子供たちが集まってくることによっての濃厚接触をいかに避けながら対応できるかというところについては、今後検討してみたいと思います。春休み期間に入るといってもございますので、そういった中で引き続き検討してまいりたいと考えてございます。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。次長も学童をずっと見回られて、状況把握に努められているということもお聞きいたしました。本当にありがとうございます。ぜひいろいろな想定、検討をしていただきたいと思います。

次に、特別支援学級に通級している児童さんのことです。放課後デイサービスなどに行っていってしやると思うんですけれども、こういったところに対する援助というのはどのように今行っていますか。

○【大川健康福祉部長】 放課後デイサービスは市内に12カ所ございます。あわせて児童発達支援の

事業所も4カ所程度あるんですが、計16カ所のところに障害者支援課の職員が回りまして、状況を把握させていただいております。

今般、東京都から放課後デイサービスの事業所向けにマスクの配布がございましたので、それを分けてお渡ししてくるのと同時に、ちょっと状況をお伺いしたら、通所はされているということなんですけれども、いろいろと物品が足りなくなっているという状況は確かにあるということでございます。これまでどおり通っていらっしゃるお子さんたちは通っていらっしゃるというのが、おおむねの状況ということでございます。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。しょうがいしゃ支援課のほうで回られてくださったということで、私もちょっと聞きにいったところで、マスクがやっぱり不足しているということですから心配、特にお子さんのマスクが不足しているところだったので、ありがたいなと思います。

では、次にいきます。市職員の方の働き方についてなんですけれども、今御報告でもあったように、時間差勤務を行っているということでございます。少しでも人口密度を下げてということで努力されているところが見受けられますし、現状よりベターな、本当によくこの選択をしていただいたとされているところなんですけれども、実行してみて、業務に対する支障や問題、またよかったこととか、メリットというのか、どんなことがあったか教えていただけますか。

○【平職員課長】 2月26日に本部会議で決定して、27日から時差勤務を開始しました。公共交通機関を利用している220人ほどを対象にしております。現段階で55名ほどの職員、4分の1程度の職員が利用している。利用して大きな支障というか、職員であったり、職場から非常に困っている、支障があるという報告は受けておりませんので、各職場の中で業務を調整しながら運用していただいているのだろうと考えております。

実際にやってみて、職員からは非常にフレキシブルになって助かると。あとは実際に電車も1時間ずらすと、手の届くところに人がいるという状況はかなり改善されるようで、そういった意味では一定の効果はあったんだろうと考えております。以上です。

○【住友珠美委員】 努力の結果、効果もあったということで、わかりました。本当にありがとうございます。

それと学校給食センターのことについて伺いたいんです。今、臨時職員さんに対しては休業補償の対応をしてくださるということで、これはありがたいところなんですけれども、逆に今度は地場野菜を納めている業者さんなどでは、聞いたところによると、野菜どうしようということを聞いたんです。こういった対応、補償の面なのかちょっとわかんないですけども、その点に対してはどのように対応していこうと考えていらっしゃいますか。

○【土方市立学校給食センター所長】 まず、地場野菜に関しましては、農家の方とお話をしたんですが、農家の方たちのほうで知り合いの方を通じて市場に出したりとか、即売会を検討したりというふうに工夫をしてくださっているようでございます。

また、地場野菜に限らず、給食食材を扱っている業者の方たちについてですが、給食提供中止のところは、食材のキャンセルにつきましては、各納入業者と締結している学校給食用物資供給契約書というのがありまして、その第4条により、教育長は、必要があるときは、納入業者と協議の上、契約の内容を変更又は納入の中止をさせることができると規定されております。

今回の新型コロナウイルス関係に伴う臨時休業による給食の停止については、去る2月28日の金曜日の早朝より翌週の火曜日以降に納入予定であった食材をキャンセルすべく、各納入業者へ連絡いた

しました。各納入業者と協議した結果は、キャンセル料なしで停止できる業者、一部キャンセル料が発生する業者、また加工品や冷凍品などで翌月の発注に回せる業者等、対応はおのおのでございました。

国立市につきましては、発注担当者である市の栄養士と物資納入業者は、長年の信頼関係が強固であるため、業者に無理を強要することなく、各社とも柔軟に対応していただいたと考えております。このような形で実損はなかったかなと思っております。

○【住友珠美委員】 ぜひ補償のところなど、対応よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○【藤江竜三委員】 それでは、意見を中心にしたいと思います。

市は災害発生時など、できるだけ業務に集中していただいて、そういった災害対応をしている最中にあれこれ言うのではなく、終わってから事態を検証していきたいと考えております。

そういった中で、行政間レベルにおいてはコールセンターを設置したということですが、日曜日に相談がなかったのも、日曜日は一旦は取りやめという柔軟な対応をしていただいたり、市職員の職務専念義務の免除の承認ということをやって、風邪症状が見られる職員の方をしっかりと休ませていこうという方針を出していったりと、さまざましっかり対応していただいていると感じております。ありがとうございます。

また、教育現場においても、さまざま学童において柔軟な対応をしていただいたり、体育館の対応、芸小ホール、さまざま閉めるところは閉め、そして公民館、中央図書館など、使える部分は少しでも使うような対応もかなりしっかりとされているのかなと感じております。

そして、新型コロナウイルスですが、過去の歴史を振り返ってみますと、1918年にスペイン風邪がはやったときには、かなり長い期間において対応が求められたという歴史があります。第1波というのは、スペイン風邪においては春先に第1波が来て、一旦終息したかなと思いましたが、第2波が冬ごろに来て、そのときのほうが致死率も高く、そして広がってしまったといったことがあります。

そういった歴史をひもといて考えますと、この新型コロナウイルスも世界中に広まっているわけですから、日本だけ終息したと思ったとしても、海外から入ってくる可能性がある。また、どこか残っていたところではまた広がる可能性があるということを考えますと、かなり長期間の対応が求められるのではないかとということが予想されます。

そういった中で、国立市において最長でどのくらいの期間準備をしていかななくてはならないのかといった心構え、今わからないかもしれないですが、最悪このぐらいは準備を考えなくてはいけないなというところがもしあれば、御見解をお願いいたします。

○【大川健康福祉部長】 こちらにつきましてはあくまでも状況に応じてということでございますが、委員おっしゃったように、一度終息しても、また何かのきっかけで、さらに感染が拡大していくということもあわせて考えられます。

せんだって国の専門家会議の委員さんの発言で、3カ月もしくは半年、年を越すんじゃないかという話まで出てきているということは、こちらでも認識しているところでございます。市としてどの程度なのか、今現在はっきりは申し上げられませんが、少なくともあと1カ月、もしくは2カ月、3カ月程度は、このあたりの緊張感を抜かずに続けていくということも必要になってくるんじゃないかと考えてございます。ただし、これは全体の状況を見ながら、長短が出てくるということでございます。

以上です。

○【藤江竜三委員】 緊張感を抜かずに、1カ月、2カ月、3カ月とずっと緊張していくのは大変かと思います。もしそれで本当に年を越して、6カ月とかそういうふうになると、担当職員さんはもたないのではないかとしますので、そのあたりはところどころ休養をとるべきところはとりながら、御自身たちの体調管理を整え、市民サービスが維持できるようにして欲しいと思います。

そして、予算対応が途中で必要な面、新たにこういった対策をしておいたほうがいいんじゃないかというところがありましたら、6月はさすがに一旦はおさまっているのではないかと予想されますので、そういったところで必要なところはどんどん補正予算を出していただいて、必要な対策をとって欲しいと思います。

そういったことを意見いたしまして、私からは以上といたします。

○【稗田美菜子委員】 それでは、何点か御質疑させていただきます。

まず、公共施設等で感染者が出た場合は想定されているのか、出た場合にどう対応するのかまで考えられているのかお伺いいたします。

○【大川健康福祉部長】 もし市内に感染の方が発生した場合には、東京都とも調整はさせていただきますけれども、基本的には公表させていただきます。その公表の度合いは、御本人のプライバシーが侵害されない程度ということを前提に、今どの程度にしてくのかということを、引き続き、本部会議でも検討しているということでございます。

あわせて、保健所、東京都とすり合わせる内容が出てくるとは思いますけれども、実際には市民の方々の不安感を高めないような広報の対応に留意してやっていくということでございます。

○【稗田美菜子委員】 公表は理解できたんですけれども、公共施設の中で出た場合、施設管理はどうしていくのか。今、基本的にはオープンにしているところが多いと思うんですけれども、出た場合どうしていくのか。

○【津田総務課長】 本庁舎を例にお話しさせていただきたいと思うんですけれども、こちらでも感染された方が見つかった場合は、東京都の多摩立川保健所の指導というものがあまして、その指示に基づいて、具体的な閉鎖期間とか閉鎖場所等が決まってくるところで、なかなか想定がしにくいという状況はあるんですけれども、各部においてBCPも含めてどういう業務をどこでやっていくのか、あるいは会議室もパソコンが使えるとか、そういう準備は考えている。そのような状況でございます。

○【宮崎教育次長】 教育委員会の所管の施設についても、それぞれ整理しております。例えばその施設を運営する職員に出たのか、あるいは市民の中で出て、その方はその施設の利用はあったのか。さらに学校に関していいますと、児童に出たのか、保護者に出たのか、教員に出たのか、その状況によって、さらには臨時休業中に出たのか、あるいは今後、新年度、4月に学校が順調に再開されて、それ以降に出たのかどうか、それぞれについてある程度シミュレーションしながら、対応は検討したところでございます。

○【稗田美菜子委員】 検討したということですね。わかりました。

意見にとどめておきますけれども、学童で出た場合、先生がなった場合には、当然、閉所せざるを得ないような場合が生じたときに、その子供をどうするのかみたいなことも含めて想定されているという理解をしたんですけれども、ぜひそういうところまで含めて想定しておいていただきたいと思います。

います。広がらないことと受け入れ先をどうするのかということも含めて、想定しておいていただきたいと思います。

それから、図書館についてですけれども、図書館分室も含めて、閲覧の長時間利用の自粛、短時間利用をお願いしていると思うんです。そうすると当然行かないという選択肢もあるんですけれども、行った人はなるべく早く本にたどり着いてということが必要だと思うので、レファレンス機能が大幅高くなっていたりとか、よりスムーズにいったほうがいいと思うんですけれども、そういうことに取り組んでいるのかどうかお伺いいたします。

○【宮崎教育次長】 基本的に多くの市でとっているのは、自宅で予約した本を借りに行行って受け取る、あるいは返却する、これだけをやっている市が多い状況でございます。

国立市の中では、それだけに特化するよりは、短い時間でも本を手にとって選んだり、そういったことが必要であろうというところがございますので、基本的には短い時間でお願いしますという御協力を要請しています。もちろん職員側は、選ぶ際に、レファレンス機能の1つとして、さまざまな意見を求められれば御案内するということは、これまでどおりやっているところがございます。

○【稗田美菜子委員】 わかりました。ほかのところは閉まっているところが多い中、座席は使えないんですよ。だから座ることはできないけれども、図書館は多くの市が閉じている中で開いているということなので、行ってじかにさわれたりするということがあるのであれば、スムーズなレファレンス機能をせっかく持っているものですから、充実させて、さらによりよく利用できるようにしていただきたいと思います。

それから、こうやってお家にいることが多くなると、要保護児童だけではなくて、うちもそうですけれども、2歳の子供が家の中にずっといると、もうとんでもない怪獣に変身するので、親としてももうだめだってなることがあるんです。虐待の可能性とか、虐待までいかなくても、うちにはその可能性あると思うんですけれども、当然そういうことは考えていかなきゃいけないと思うんですが、その辺はどういう対応とか、どういうふうに考えられているのかお伺いいたします。

○【松葉子ども家庭部長】 子ども家庭部所管の部分に入りますが、御説明させていただきます。

今般の学校の休校の際に、子ども家庭支援センターでも小中学生で気になる、支援が必要な御家庭については事前の家庭訪問をするなり、電話対応するなりということをしております。

また、子育てひろばは、他市では今、市町村ではほとんどのところが閉めていますが、国立市を初め5市程度はまだ広場をあけております。国立市は今回の場合について、ここで何でも閉鎖ということではなく、レスパイトするところが必要だということで、子育てひろばはあけております。電話相談も引き続き受けておりますので、その中で対応していければと考えております。

○【稗田美菜子委員】 時間なので意見にとどめておきますけれども、当然、お家にたくさん人が集まればストレスも過剰になる場合がありますし、どんな家庭でも起き得ることだと思うんです。うちも当然見守っていただきたいと思いますが、虐待につながるようなことがないように、要保護児童の家庭だけでなく、大きくしっかり見守っていただきたいと思います。

あと、最後に1点だけ質疑したいんですが、外国籍をルーツに待つ子供とか、ふだんスマイリースタッフさんなどにお世話になっている、通常、学校で受けられている支援がここで一切受けられなくなったと思います。そうすると、子供たちへの支援が全然行き届かなくなってしまうと、いろんなことが滞ってしまうと思うんですが、そういった支援はどういうふうに考えているのかお伺いいたします。

○【三浦教育指導支援課長】 お答えします。今御質疑いただいているのは、学校教育の中で受けている支援がどう継続されるかということだと思います。まず学校教育自体が今休業となっているので、そこでの支援は受けられないというところは大前提にあるかと思います。あと、各学校が課題等を出していますので、その課題の内容を学校が確認するとか、そういう個別の対応になろうかと思います。

○【稗田美菜子委員】 わかりました。確かにそのとおりなんですけれども、学校が休業しているのでやりませんということで御対応されてしまうのは、それはそれで、そうなのかというところなんです。当然学校だけで受けられているものなんですけれども、それは実際は家庭にも影響が及んでいたりとか、その子にとって必要な支援だからあるわけですね。

だから、これから先のことで構いませんので、いろんな想定をして、ここから先も、例えばこれだけ長期休業が続けば不登校もふえるかもしれないって、いろんな想定が当初の学校休業と違って、15日までの2週間の休業と違って、延長されたことによって、また新たな課題とか、新たな想像が必要な段階になったと思うんです。国立市の場合は春休みまで一気にお休みにしましたけれども、政府としては2段階だったと思うんですが、そういったことは丁寧に想定して、次の段階にどういうことが必要なのかということをご想定していただきたいと思います。

あとは意見にとどめておきますが、例えば給食費の返還はどのように考えているのか。あるいは夏季休業ですよ、これだけ学校が休みになってしまうと、夏休みを減らさざるを得ない。授業日数の確保の問題等々ありますよね。そういったことをどう対応していくのかということは、この段階で今の対応をすると同時に、先を見据えてやっていかないといけないことが当然あると思います。

あともう1つ気になっているのは、学校の未習部分ですかね、2週間、学校がなくなったことによって、教科書が終わってない部分が当然あると思います。ホームページ上でもそうですし、各家庭への学校メールかなんかでは各民間の業者のいろんなサイト紹介などがありますけれども、実際にそれに取り組んでいるのかといたら、なかなかそうはいかないんですよね。私どもも学習塾を営んでおりますけれども、時間を拡大して子供たちの受け入れなどもしております。実際、子供たちにはそういう場が必要ということを考えると、学校が休みだから、あとは自分たちでしてくださいということではなくて、なくなってしまった分、どこで取り戻すのか、どういうふうに補償していくのかということは当然必要だと思いますので、しっかりと考えて対応していただきたいということを申し添えておきます。

○【小口俊明委員】 それでは、意見を申し上げます。

この間、新型コロナウイルスへの対応に関しましては、市の職員の皆様、そして臨時職員の皆様を含めて、市民のためによく動いてくださり、対応してくださっていると私は認識をしているところであります。

また、今御報告にありましたところで確認をいたしましても、これは9ページに経過が載っておりますけれども、1月31日から第1回国立市新型インフルエンザ等対策会議と。この当時はこういう名称でありましたけれども、ここから対応もスタートしていただいております。この間、さまざまなことを対応してくださっている。それを端的にまとめていただいた、今回それぞれの委員会の資料ということで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する市の取組状況についてということで、これは本当によくまとめていただいたので、実はこの行間に、これ以外さまざまな対応が現場でなされていて、その御苦労というのが、職員の皆様が一番取り組んでくださっているところなんだろうとも思います。

そしてまた、国立市のホームページを見ますと、報道関係各位ということで、これタイトルを申し上げると、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する国立市の対策及び取組状況について（令和2年3月6日時点）ということで、今回の委員会の資料に加えて、幾つかまた取り組みが含まれているというふうにも思います。

こうしたさまざまな対応の中で今御苦勞なさっている中で、私が評価したいのは、コールセンターを設置していただいて、これに取り組んでいると。市民はこういう状況のときというのは不安が募ると思うんです。それが多分、それぞれの現場での対応の中で一番大きなポイントなのかなとも思います。それに対して、市民の不安にお応えできる体制としてのコールセンターの機能というのは、非常に有効であろうと思うわけであります。こうした取り組みをここまでしっかりやったださったことに感謝を申し上げたいと思います。

また一方で、議会としても、各議員の活動の中から、日常、市民の皆様とのつながりの中でさまざまのお声を拾って、これについてはぜひ行政にもつなげていきたいという思いがある中で、これは個々それぞればらばらに行政に持ち込んでしまうと混乱を生じることから、石井議長、望月副議長を中心に取まとめて、これを行政につないできたということも、この間の議会のあり方として正しい選択であったかなと。このようにも思います。

こうした中で、災害級の事態になっていると私も認識をしているところでもありますけれども、こうした緊急事態における国立市の取り組みとして、これがどこまで続くのかという、先が見えないところではありますけれども、これまで取り組んできたことを踏まえて、今後も市民の安心のためにぜひ御努力をお願い申し上げたい。このように意見を申し上げたいと思います。以上です。

○【古濱薫委員】 市当局の皆様におかれましては御対応、また今、御報告どうもありがとうございました。

端的に質疑いたします。市立小中学校の児童生徒の安否確認について、私も保護者ですので、メールをいただきました。全世帯に連絡をいたしますということでしたが、電話連絡を多分なさったと思うんですが、その状況で気になったこととか何かありましたら教えてください。

○【三浦教育指導支援課長】 学校からの確認の状況については、現在も進行形でございますので、全てを把握しているわけではございませんが、本日のところ、学校からそのような報告はございません。

○【古濱薫委員】 これは恐らくお子さんですとか御家族にコロナの症状、体調を崩してないかとか、そういった確認なのではないかと思いますが、と同時に、ふだんであれば学校で子供の顔を見て、元気だなとか、ちょっとぐあい悪いのかなとか、元気そうだな、御飯食べているのかなとか、そうした生活面でも先生方は見ていると思うんです。そういったことをさっきの電話連絡では、日中親御さんがいなくてとか、子供も遊びに行っていて出られなかった場合、健康であれば折り返しの連絡は結構ですと、たしかになっていたと思うんですけれども、それで確認が十分できるのかどうなのかと。ふだん心配な御家庭もあると思うんです。そういったところの安否確認はどうしていくおつもりでしょうか。

○【三浦教育指導支援課長】 電話で全部の子供たちにといいところなので、一定の限界はあろうかとは考えております。ただ、そこでは健康観察だけではなくて、心身のケアもということで、学校を通じて行っているところですので、実際にどういう会話で、どうなされるかというのは、それぞれの担任と児童生徒の関係性もあろうかと思っておりますので、そこは個別だろうと思います。

それから、心配なお子さんについては、それ以外でも今までも、今回の指示が出るまでも細かい対

応をしているところでありますので、そこについては一定のケアができていますのかと考えております。

○【古濱薫委員】 心配な、特にケアが必要なお子さんにはそうだということですが、うちにはまだお電話いただいてないというのが正直なところなんです、電話が不在中にあったとしても保護者の方はわからないですし、もしも電話があつて先生の声が聞けたら、こんなことをちょっと相談したかったのになとか、子供、今こんななんですよとか、それだけでもちょっと、先ほどの委員にもありましたけれども、育児のストレスですとか、通常の場合と違う中での育児で親御さんのほうもちょっと参っている部分もあると思います。一度つながらなかったら二度目の連絡ですとか、家庭訪問まで必要なのかわかりませんが、必要に応じてそういった対応もぜひ、御苦労かと思いますが、お願いしたいと思います。

2つ目、さきの委員にもありましたが、学習の件についてお聞きいたします。今回の件でおよそ1カ月近くもの休校となりましたが、その間の学習、どのように対応していますでしょうか。

○【三浦教育指導支援課長】 学習の内容については、今手元にあるんですけれども、各学校が学年ごとの一覧、教科ごとの一覧をつくって、この間、どのような内容を児童生徒に出しているかということ把握しております。実際にその内容がどう身についているかということについては、登校が再開されてからの積み上げの内容の確認となろうかと思っておりますので、現時点では学校が出している課題を各家庭で行っていくところになろうかと思っております。確認については、学校が再開してからと考えております。

○【古濱薫委員】 では、子供に直接プリントですとか、課題を出して対応しているという理解でよろしいでしょうか。

○【三浦教育指導支援課長】 やり方は学校によっていろいろ違うかと思っております。休業前の最後の日に全て課題を一遍に出しているところもあれば、週ごとにメールで送っているところもありますし、プリントとして出しているところもあれば、ふだん学校が使っているテキストの何ページというページを指定しているところもありますので、それは学校によってさまざまかと思っております。

○【古濱薫委員】 ありがとうございます。家庭によっては塾の時間をふやしたりですとか、普通、塾って、学校が終わってから午後から始まることが多いんですが、午前中もあけたりですとか、そういったことをしたり、あとネットでの学習をさせたりとか、一生懸命やっている家庭もあるようです。

また、一方では子供任せ、ふだん学校に任せている分、こうなってしまうと家庭での学習どうしようとなって、何もしていないような家庭もあります。これは1カ月とはいえ、大変な格差が出てしまう、差が出てしまうのかなと。学校が始まったときに子供の力の差がつくということより、この1カ月間の過ごし方で子供の成長がすごくもったいないことになったりとか、ちょっと不登校ぎみだった子はそのまま学校へ行く勢いがつかなくて、不登校が続いてしまったりとか、そういったことも考えられます。

例えば学校が再開した際、今、進みぐあいを確認するとおっしゃいましたが、取り戻すような時間を確保するお考えはあるのでしょうか。

○【三浦教育指導支援課長】 今回出している課題の部分についての定着の度合いも個別によって違うかと思っておりますし、全体が次の学年の学習をするに当たって、積み上げの部分が不十分であれば、そこについては一斉にやるべきものかと考えています。あるいは個によつての部分については、個別の対応になるのかと考えています。

○【古濱薫委員】 例えば小学6年生、もう卒業してしまいますから、次の学年の学習といったら中

学校になるわけで、そうすると6年生のこの時期って、憲法ですとか、たしか天皇ですとか、最高裁判所とか、そういう割と大事なところを学習しているかと思うんですが、それが中学校にいて、そこが抜け落ちている。では、中学校でもう一度教えようとか、わからないんですけども、小学校に戻るのかとか、具体的にはどんなことをお考えなんですか。

○【三浦教育指導支援課長】 一般的な授業のつくりとして、どのぐらいの状況ができているのかというレディネス的なものを把握した上でその単元を進めますので、その段階でどの程度わかっているかによって、あるいは小学校のときの教科書にあるような内容に触れることもあろうかと思いますが、少し補完をすれば進められるというところもあろうかと思います。それは実際に学校のクラスとか、学年がどういう状況になっているかを確認した上でないとできませんので、個別にというふうなお話しかできないかと思います。

○【古濱薫委員】 ありがとうございます。フランスでは、先週の金曜日にマクロン大統領が来週から学校を休ませますと発表しました。だからネット学習に切りかえるから、各家庭で早くアカウントをとりなさいという指示が出たそうです。ただ、これもその機器が家庭にあるとか、いろいろ課題はあるんですが、ふだんから実は不登校の子供などにも使える手法であったわけで、先ほど学校の中では支援ができるけれども、今できていない状況ですとおっしゃいました。

それはそのとおりかもしれないんですが、学校の建物にあれば子供を教育しますよ、応援しますよではなくて、もともと不登校の子はいたわけなので、学校に来ないけれども、この子たちの学習どうしようかというのは課題としてあったわけで、そういった子たちにネットでもできる、先生とメールのやりとりで学習が保障されるとか、そういったことを積極的に行っていれば、今こういうときに生かされたのかなとちょっと感じるわけです。子供たちの中には教科書、黒板、机に座ってとか、そういうことが苦手な子もいますから、そういう子たちへもっと積極的にアイパッドですとか、インターネットを利用した学習を進めていけば、こんなときにも活用できたのかという思いがあります。

時間がそろそろなので、こういう事態に備えてというわけではないですが、学校に来れない子たちもふだんからいるんだということを忘れずに、そういった子たちへの学習方法をこれを機に考えていただきたいとお願いして、終わります。

○【石井伸之委員】 まず冒頭、副市長からお話がありましたとおり、さまざまな形で新型コロナウイルス感染症予防対策を行っていただいたことに対して、心から感謝を申し上げます。

また、議会の声ということで、私のほうで取りまとめさせていただいた市民の皆様から承った各議員の声、これに対しても副市長を窓口という形で受けとめていただき、その中で特に市民の方からの緊急性の高いものに関しては、早速QアンドAコーナーの中で取り上げていただき、速やかな情報提供、情報伝達に上げていただきました。

市民の方からのコールセンターへの数が60件弱にとどまっているということは、逆に、一般的なお尋ねがQアンドAコーナーの中にほとんど盛り込まれていたというところから、コールセンターにはいかに、既にQアンドAコーナーの中で書かれているから、市民の方々からの御納得、御理解が得られたという部分がありますので、その点につきましては市長室長は非常に速やかな対応だったかと思いますが、そのあたりのQアンドAコーナーの今回のことを教訓にして、また今後も災害対応等あるかと思いますが、これからはQアンドAコーナーを何らかのときにはつくっていく、そういった対応が必要だと思いますが、そのあたりいかがお考えでしょうか。

○【吉田市長室長】 このQアンドAコーナーにつきましては、先ほど委員御指摘のとおり、コール

センター設置とともに市への問い合わせが拡大していくということが予想されました。全てがコールセンターで受け切れないことも考えられましたので、ホームページのほうでしっかりと想定される質問は答えていくと。それでもわからないところについて、コールセンターを活用していくような流れを考えておりました。

さきの10月の台風19号の課題等も十分踏まえた中で、こういった情報発信というものを心がけましたので、今後につきましてもこのQアンドA、速やかにホームページで解消できるものは取り組んでいくということはやっていきたいと考えております。

○【石井伸之委員】 この手法は非常に効果的だったなと私は感じております。台風19号の際、私も副議長と一緒に議長室に詰めている中で、市役所職員の方が広報車で一生懸命回ったり、また防災行政無線でいろいろと市民の方に呼びかけをしたんですが、なかなかそれが伝わらなかったという部分に関しては、逆にこういった形のホームページに速やかにアップするという方法で、市民の方への情報伝達、これがまたひとつ有効かつ適切な手段ではないかと感じておりますので、この手法も今後、スタンダードな方法ということで構築していただきますようお願いをいたします。

そして続きまして、小中学校の保護者の皆様が一番気になっているのは、来年度、4月6日からの始業式が無事に迎えられるかどうか、これは市民の方からどうなんですかという声をいろいろといただいております。現時点で結構なのですが、情報としてはどのようにお考えでしょうか。

○【三浦教育指導支援課長】 来年度の4月以降の話というのは、今の時点でお話しするのは大変難しいと思っております、今の時点では臨時休業が終わる3月25日以降、3月26日からどうするのかということについて、来週早々に臨時の校長会を開催して、学校と協議をしていきたいと考えています。

その中で、4月以降の大きな行事についてやれるのかやれないのか、やれないときにはどうするかということも含めて、学校では準備するよにという話はする必要があるかとは思っていますが、その間の社会情勢がどう変化するかによって、今このようなお話をしていますが、4月以降もそのまま引き続き臨時休業という大きな全体の話になることもあり得ると思っておりますので、今の時点ではどうことができるのかについて、来週早々に協議して考えたいと思っております。

○【石井伸之委員】 御答弁いただき、ありがとうございます。そういった、今現状このように考えているという、その情報を保護者の方は非常に欲していると聞いております。これからのことが先が見えないというのは、恐らく誰もが重々承知をしていると思います。ただ、どの時点で、どのような判断をするということと、今、三浦課長御答弁をいただいた大きな行事、イベント、この取り扱いをどうしていくのかということ、このあたりは保護者の方は非常に関心の高いところですので、できれば適切な情報提供、情報伝達いただきますようお願いをいたします。

そして最後に、ぜひ市長にちょっとお尋ねしたいんですけども、新型コロナウイルス感染症対策、私は副市長と3月2日から約2週間にわたって、平日、毎日やりとりをさせていただいてきました。そういった中で状況が変わっていく中、私から見ますと、市は適切に対応して、そして最大限市民の方々に配慮した中での努力をしていると私は認識をしております。

そういった中で、市長として今後の新型コロナウイルス感染症対策にしっかりと取り組んでいていただきたいこと、また今後どのようなことに対して取り組んでいくのか、今後の市長としての見解をお尋ねしたいと思います。

○【永見市長】 私どもとしては、市内で大規模な感染が発生しないために、まずは市民の皆様に、

これは4月の市報でもやる予定ですけれども、1面を使ってやろうかなと思っているんですが、ぜひ落ちついて、そしてこういうことに気をつけていただいてというような市民の方々の日常の行動、そういうことをきっちりと果たしていただけるようなお願いを、まずやっていきたいと思っています。

そして、それでもやはり感染発生というのは防げない場合があると思います。今、この3月13日のときに、今後の状況を想定した具体策の立案ということに既に着手しております。これは施設ごとに、あるいはサービスごとにどう対応していくんだと。速やかに対応することによって感染は拡大しない、なおかつ市民の日常生活を支えていく、こういうことをとるにはどういう形をとって、そして職員をどういうふうに配置しがえていくのかということも含めて、検討させていただいております。

そういう市民の方々の行動、そして行政がとるべき行動というのを総合化して、この問題が国立市で大きな課題にならないよう万全といいますか、最善の努力をさせていただきたいと考えております。

○【石井伸之委員】 御答弁いただき、ありがとうございます。まさに市民の皆様sの生活を守る、市民の皆様が混乱を起こさないように、この中で一番大事なところは適切な情報の伝達だと思います。こういった中ですから、流言であつたり、デマであつたり、こういった情報に踊らされることのないように、市として正しい情報を的確に発信をしていくこと。また、市民の皆さんからいただいたお尋ねであつたり、コールセンターにいただいたこと、速やかに情報提供しなくてはならないということ、この点につきましては速やかにQアンドAコーナー等、またくにたちメール配信等で情報を適切に伝達をしていくこと、これが市民の皆様からの信頼を得られる第一歩だと思いますので、この点、今後とも適切に対応していただくことをお願いいたしまして、以上といたします。

○【遠藤直弘委員長】 全ての方の質疑が終わりましたので、報告事項(1)新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する市の取組状況についてを終わります。



○【遠藤直弘委員長】 以上で本日の案件は終了いたしました。

これをもって総務文教委員会を散会といたします。お疲れさまでした。

午後1時59分散会

国立市議会委員会設置条例第29条の規定により、ここに署名いたします。

令和2年3月16日

総務文教委員長

遠藤直弘